

鋸南町公共施設等総合管理計画

(素案)

平成29年(2017年)3月
(令和4年(2022年)3月改訂)

はじめに

近年、全国的な傾向として、人口減少や少子高齢化の進行等による社会構造や町民ニーズの変化に加え、公共施設の老朽化による施設の大量更新時代の到来と義務的経費の増大等による財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要であることが叫ばれております。

本町においても同様な状況があり、これらの諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取組みが必要不可欠であると考えております。

このため、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指した「鋸南町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいります。

目次

第1章 計画策定の背景と目的	2
1 背景と目的	2
2 位置付け	3
3 計画期間	3
4 対象施設	4
5 配置の状況	6
第2章 本町の現状	8
1 沿革・地理	8
2 人口	9
3 財政状況	12
4 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	16
第3章 公共施設の現状と課題	18
1 建築系公共施設	18
2 インフラ系公共施設	21
3 広域連携施設	28
4 有形固定資産減価償却率の推移	29
5 中長期的な維持管理・更新等費用の見通し	30
6 過去に行った公共施設マネジメントの実績	40
7 公共施設等の現状と課題に関する基本認識	42
第4章 公共施設等総合管理計画基本方針	44
1 4つの基本方針	44
2 計画の具体的な取組み	45
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	47
4 計画の実行	51
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	56
1 建築系公共施設	56
2 インフラ系公共施設	72
第6章 実行体制の整備	79

1 推進体制	79
2 財政との連携.....	79
3 町民との協働.....	79
4 職員の意識改革	79
資料編	81
1 中長期的な経費見込みの試算条件.....	81
2 総延床面積縮減率(理論値)の検証手法.....	86

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景と目的

本町では、昭和 50 年代から平成初期の期間を中心に、町民ニーズなどに応じて、「役場庁舎」、「中央公民館」、「歴史民俗資料館」などの『建築系公共施設』や、「道路」、「上水道」などの『インフラ系公共施設』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化しており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持管理・更新等費用が必要になると見込まれています。

一方、財政面を見てみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持管理・更新等費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であると言えます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な町経営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い、寿命を延ばしたり、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する「鋸南町公共施設等総合管理計画」(以下、「本計画」という。)を推進していきます。

2 位置付け

本計画は、町の最上位計画である「鋸南町総合計画」を含めた町の上位計画に即し、その他の関連計画との整合性を図るとともに、「鋸南町国土強靱化地域計画」とも連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組みの方向性を示すものです。

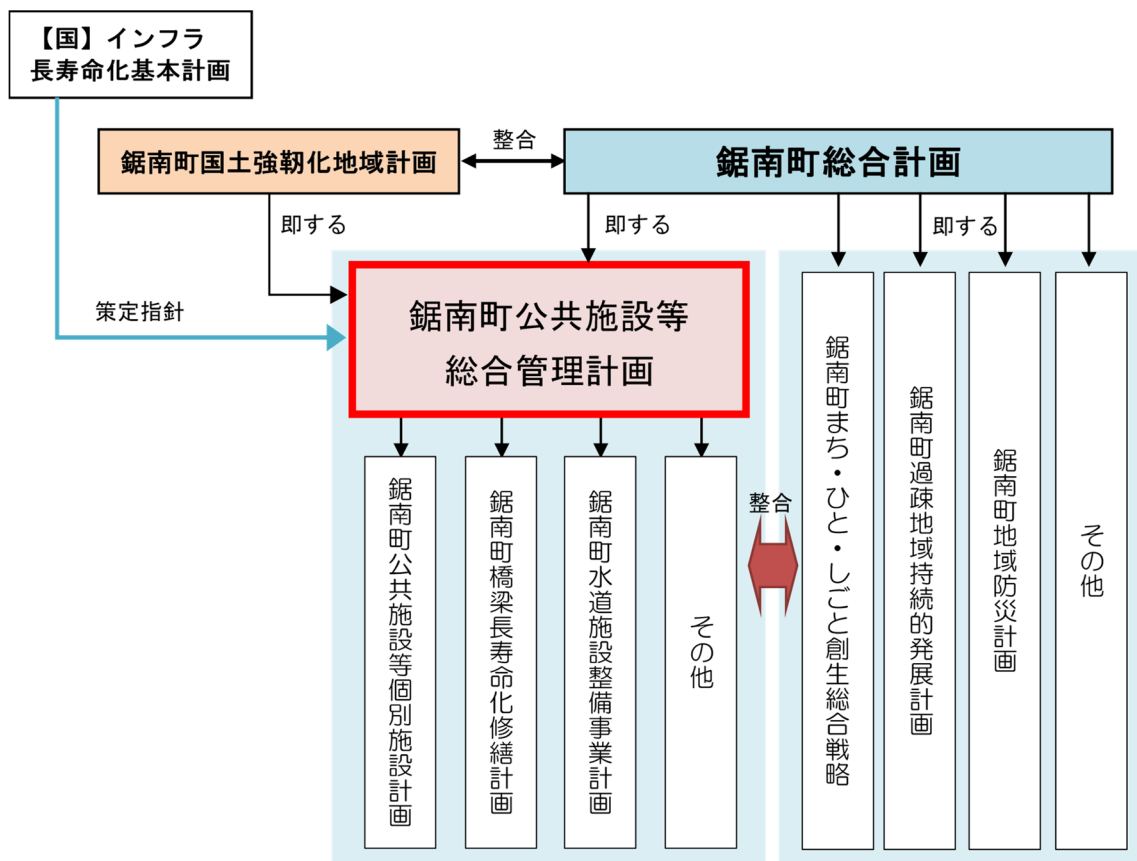


図 1-1 計画の位置付け

3 計画期間

本計画の推進においては、中長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度(2017 年度)から令和 28 年度(2046 年度)までの 30 年間を本計画の計画期間とします。なお、期間内であっても必要に応じ、適宜見直すものとします。

4 対象施設

本町の所有する全ての公共施設及び当該施設が立地する土地を対象とします。

表 1-1 建築系公共施設一覧(令和2年度(2020年度)末時点)

大分類	中分類	細分類	連番	施設名称	棟数	建築年度	延床面積 (㎡)
普通会計							
学校教育系施設	学校	小学校	1	鋸南小学校	6	H20(2008)	4,998.00
		中学校	2	鋸南中学校	7	H6(1994)	8,518.00
	その他教育施設	給食センター	3	学校給食センター	3	H3(1991)	707.00
住民文化系施設	集会施設	集会所	4	総合センター ・コミュニティホール	-	S60(1985)	254.60
			5	鋸東コミュニティセンター	1	S61(1986)	233.66
		公民館	6	中央公民館	1	S58(1983)	2,429.67
社会教育系施設	博物館等	資料館	7	歴史民俗資料館	1	S58(1983)	483.00
スポーツ施設	スポーツ施設	屋内施設	8	B&G海洋センター	2	H3(1991)	2,877.03
			9	大帷子町民運動場	1	S53(1978)	53.00
		屋外施設	10	岩井袋運動場管理棟	1	S61(1986)	56.93
産業観光系施設	産業系施設	産業系施設	11	農産物加工場	1	S63(1988)	150.00
		観光施設	観光施設	12	観光物産センター	1	S59(1984)
	13			大黒山展望台	1	H1(1989)	89.00
	14			都市交流施設・ 道の駅保田小学校	3	S42(1967)	3,511.53
	15			旧鋸南幼稚園	3	H2(1990)	829.00
	16			バーベキューハウス 佐久間小学校	1	H29(2017)	122.52
	観光案内所			17	観光案内所	1	S59(1984)
		18	保田駅前観光案内所	1	H12(2000)	48.85	
		19	安房勝山駅前観光案内所	1	H13(2001)	48.77	
	観光付帯施設	トイレ	20	保田中央監視所	1	S62(1987)	9.72
			21	道の駅観光便所	1	S59(1984)	97.04
			22	大六監視所・便所・シャワー	1	H3(1991)	24.60
			23	保田第一観光便所	1	S63(1988)	9.93
			24	元名監視所・便所・シャワー	1	H4(1992)	27.36
			25	保田中央観光便所・シャワー	1	H4(1992)	16.00
			26	大黒山下観光便所	1	S62(1987)	7.83
子育て支援施設			幼稚園・保育園 ・こども園	幼稚園	27	鋸南幼稚園	2
	保育園	28		鋸南保育所	1	H21(2009)	495.00
	児童施設	学童保育所	29	鋸南学童保育所	1	H28(2016)	275.94
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	30	老人福祉センター	4	S55(1980)	899.71
	保健施設	保健施設	31	保健福祉総合センター	1	H10(1998)	1,288.01
	その他社会保健 福祉施設	その他社会保健 福祉施設	32	ボランティアセンター	1	H13(2001)	290.22
行政系施設	庁舎等	庁舎	33	本庁舎	5	S57(1982)	4,142.01
	消防施設	消防詰所	34	第一分団詰所	2	H7(1995)	418.91
			35	第二分団詰所	2	S55(1980)	158.71
			36	第三分団詰所	-	S60(1985)	183.36
			37	第四分団詰所	1	S57(1982)	140.77

大分類	中分類	細分類	連番	施設名称	棟数	建築年度	延床面積 (㎡)	
	その他行政系施設	倉庫	38	地域振興課倉庫	1	H3(1991)	103.68	
			39	谷田倉庫	1	S53(1978)	112.00	
			40	保田倉庫	1	H27(2015)	172.24	
		その他行政系施設	41	循環バス車庫	1	H13(2001)	97.48	
			42	保田総合センター	1	S60(1985)	70.00	
公営住宅	公営住宅	公営住宅	43	町営住宅竜島団地	1	S45(1970)	1,609.45	
公園	公園施設	公園施設	44	佐久間ダム親水公園案内処	1	H18(2006)	49.68	
			トイレ	45	お花見広場トイレ	1	H13(2001)	13.78
				46	水辺広場トイレ	1	H10(1998)	11.52
				47	都市・農村交流広場トイレ	1	H11(1999)	11.52
		48		をくづれ水仙郷観光トイレ	1	R1(2019)	12.42	
49	谷田浄化槽	1	S50(1975)	171.00				
その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	貸付・暫定利用	50	旧佐久間小学校	4	S38(1963)	730.19	
			51	旧佐久間幼稚園	1	S31(1956)	376.00	
			52	大帷子の宿	1	S57(1982)	60.19	
			53	京田団地の宿	1	S50(1975)	38.04	
普通会計合計			53	施設	82	棟	38,942.90	
公営企業会計								
地方公営企業	医療系施設	病院	55	鋸南病院	4	S53(1978)	3,402.83	
			医師住宅	56	鋸南病院医師住宅1	1	S56(1981)	99.37
		57		鋸南病院医師住宅2	1	S57(1982)	139.12	
		58		鋸南病院医師住宅3	1	S60(1985)	115.11	
		59		鋸南病院医師住宅4	1	H13(2001)	105.84	
公営企業会計合計			5	施設	8	棟	3,862.94	

表 1-2 インフラ系公共施設の概況(令和2年度(2022年度)末時点)

種別	主な施設	数量
普通会計		
道路施設	道路延長(うち舗装)	147,707m(133,162m)
	道路面積	577,242㎡
	道路照明灯	94基
橋梁		73橋
トンネル		5箇所
農林業施設	農道	31,359m
	林道	14,311m
	橋梁	3橋
漁港施設		2箇所
河川施設	準用河川	2本
	普通河川(法定外水路)	※1
公園施設	佐久間ダム公園	21.2ha
駐輪場		2箇所
下水道施設	管路延長	1,314m
	集中浄化槽	※2
公営企業会計		
上水道施設	管路延長	131,035m
	建築物	浄水場他 6棟(計245.24㎡)
	配水池	4箇所

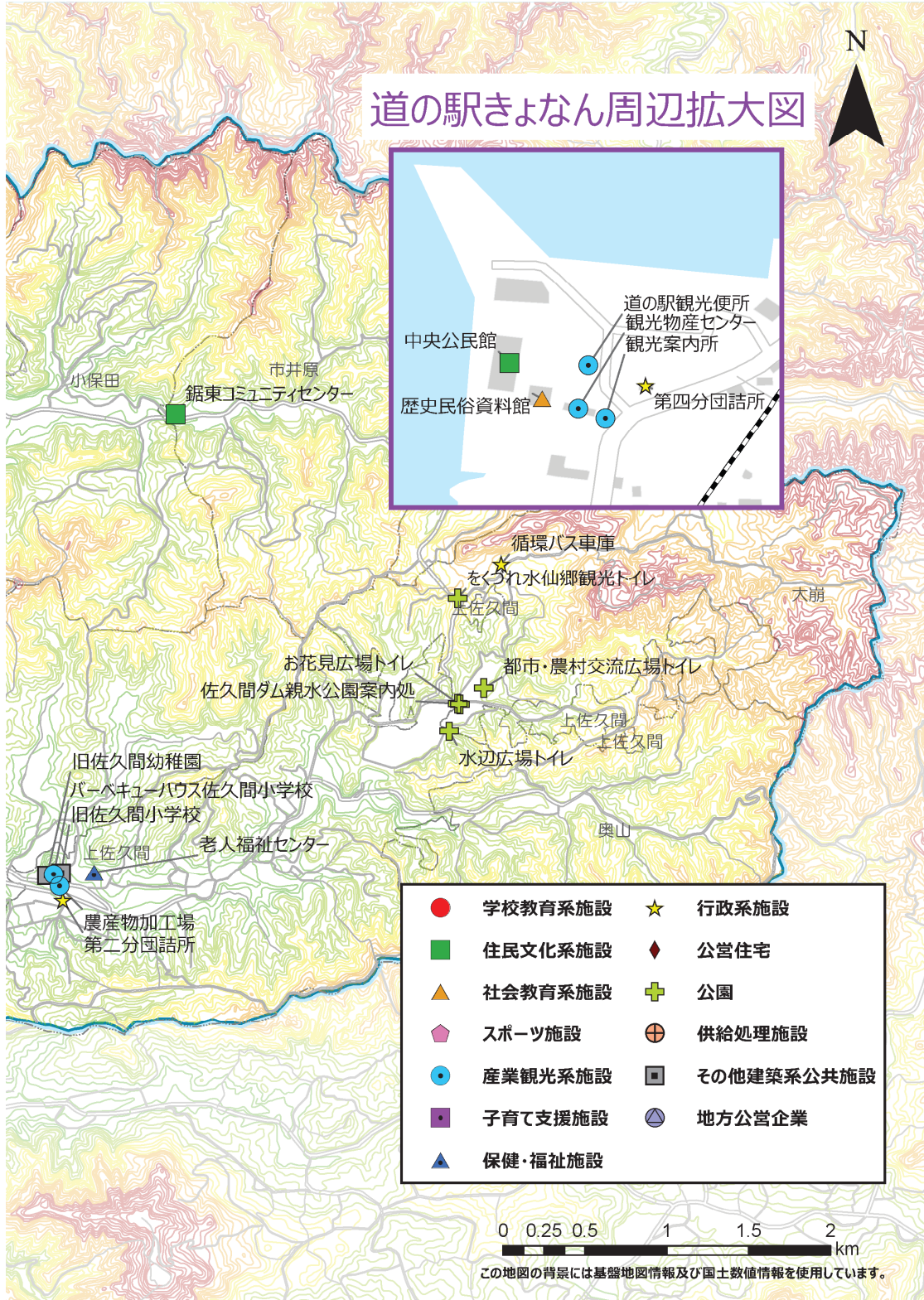
※1: 普通河川として、法定外水路を所有しています。

※2: 下水道施設の集中浄化槽は建築系公共施設の連番 49 谷田浄化槽に該当します。

5 配置の状況



道の駅きよなん周辺拡大図



第2章 本町の現状

1 沿革・地理

本町は、房総半島の西南に位置し、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市に接し、西は東京湾に囲まれています。東西に10.75km、南北に7.30km延びており、面積は45.17 km²です。

町の北部には、標高329mの鋸山(のこぎりやま)があり、この南に位置していることに由来して、鋸南町と名づけられました。黒潮暖流の影響により、年間を通して温暖湿潤な海洋性気候であり、日本三大水仙群生地のひとつとなっています。東京から車で80分ほどという地理的条件に恵まれています。風光明媚な海岸線は、古くから避暑地として多くの海水浴客が訪れています。

年月日	沿革
明治22年(1889年)4月1日	勝山村・保田村・佐久間村設置
明治29年(1896年)1月20日	町制施行(勝山町誕生)
明治30年(1897年)1月27日	町制施行(保田町誕生)
昭和30年(1955年)3月10日	勝山町・佐久間村合併(勝山町)
昭和34年(1959年)3月30日	勝山町・保田町合併(鋸南町誕生)

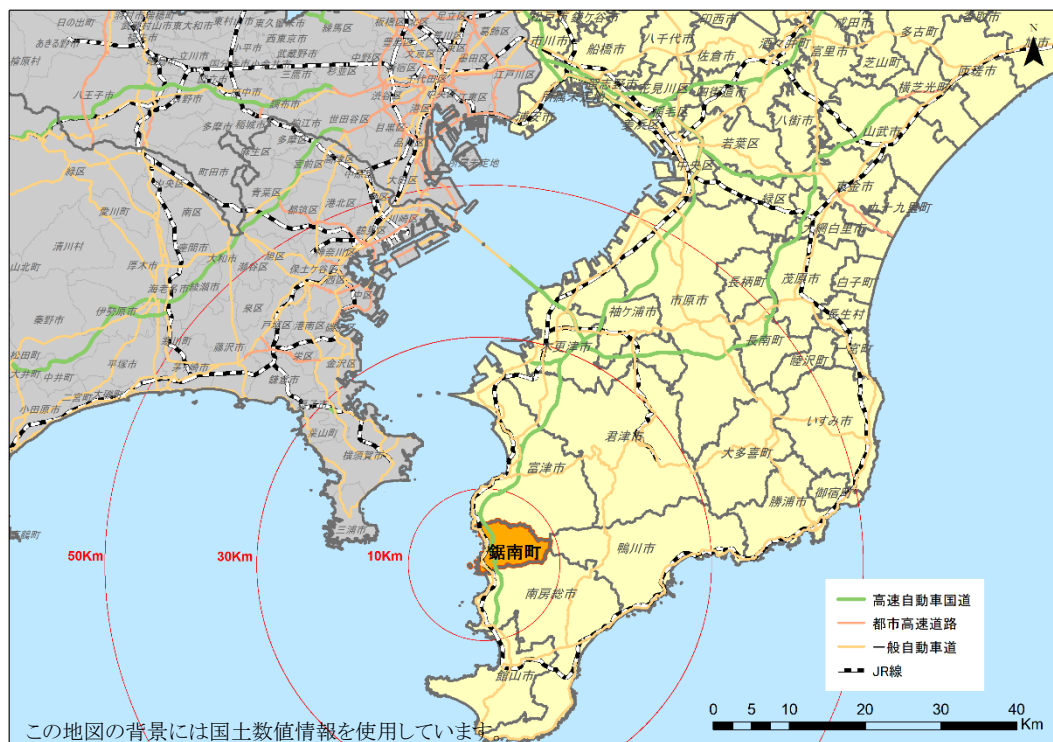


図 2-1 鋸南町の位置

2 人口

(1) 人口推移

本町の人口は合併以降一貫して減少しており、鋸南町人口ビジョンの将来推計に基づく目標値(パターン②)では、本計画期間満了ごろの令和27年(2045年)には平成27年(2015年)の約半数となることが予想されます。また、人口構成については、年少人口割合の増加を目標としているものの、老年人口の割合は令和17年(2035年)までゆるやかな増加を続け、2人に1人が65歳以上となり、依然として高齢化の進行が予想されます。

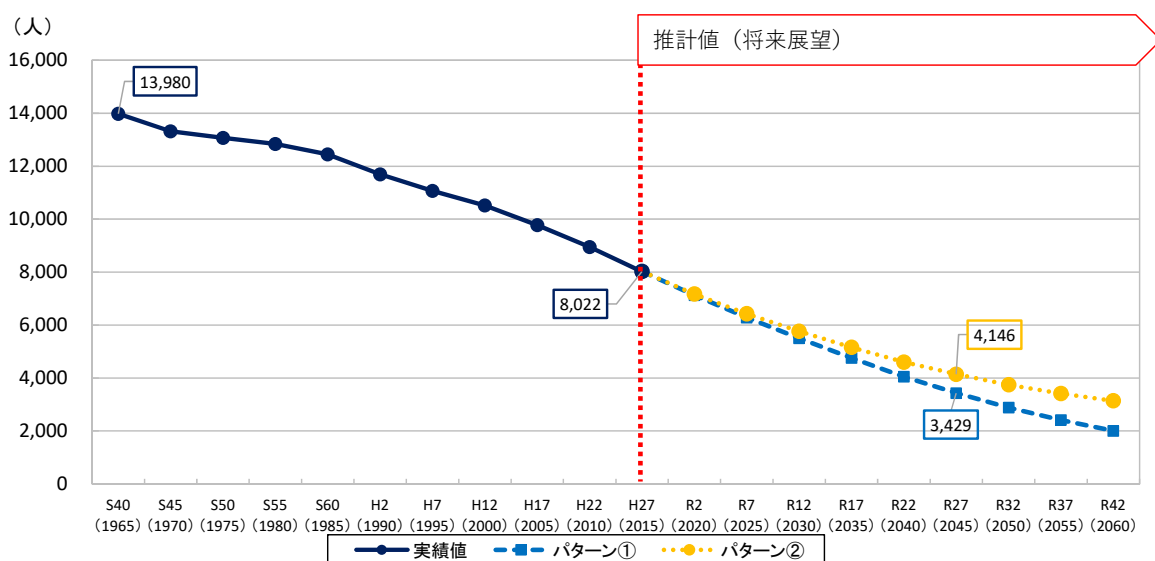


図 2-2 人口の推移と推計(総人口)

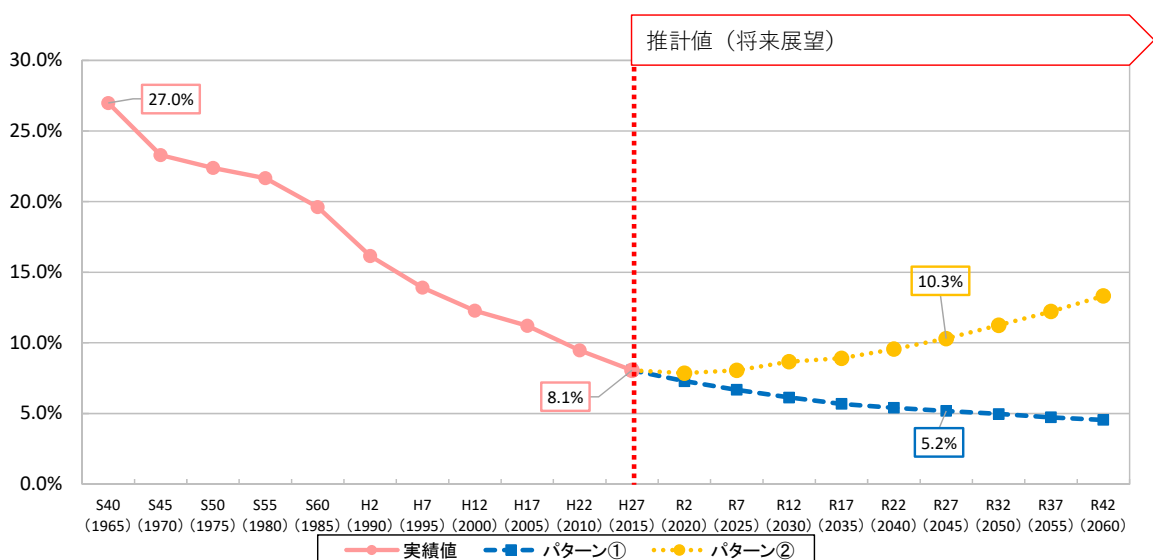


図 2-3 人口の推移と推計(年少人口割合)

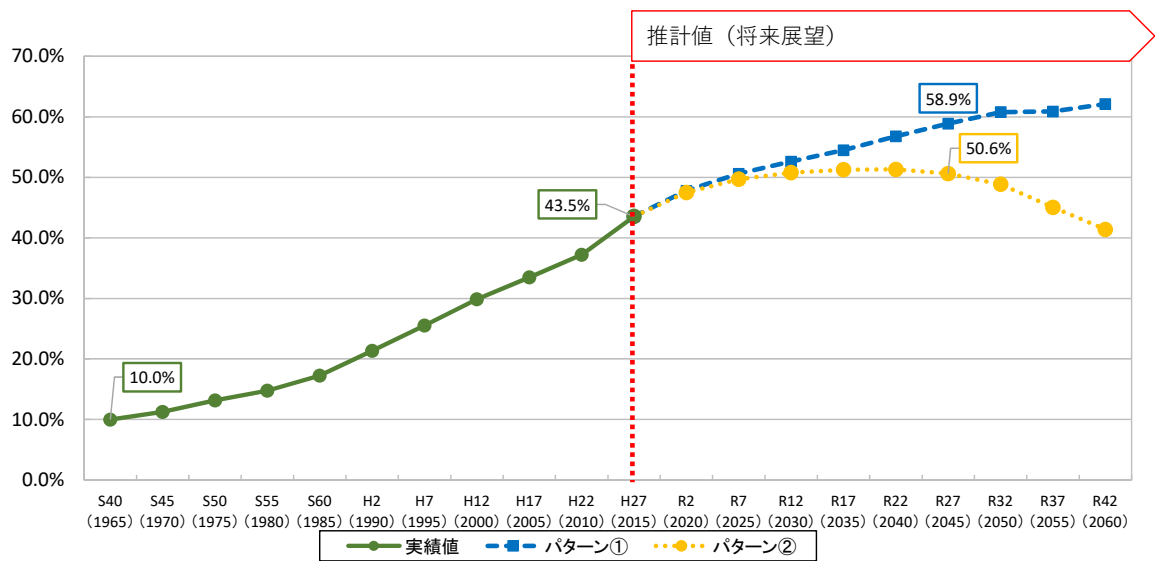


図 2-4 年代別の人口割合の推移と推計(老年人口割合)

出典:平成 27 年(2015 年)までは国勢調査、
令和2年(2020 年)以降は裾南町人口ビジョン(令和3年(2021 年)3月)

(注)・パターン①:国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の推計(現実的水準)

・パターン②:国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの仮定条件を参考とした推計(町の目標)

(2) 地域別の人口分布

人口の分布を地域別に見ると、高速道路 IC と県道の交差する保田地区、勝山地区(勝山・竜島・下佐久間)に人口が集積しています。勝山地区では、役場と子育て支援施設を集約した小学校敷地のある勝山の人口密度が高くなっています。また、山間部はいずれの地域も人口密度が1人/ha 未満となっています。

地域別の高齢化率では、奥山地区で64%となっており、北東部においても50%以上となっています。また、人口の多い保田地区、勝山地区においても40%前後の高齢化率となっており、町全体で高齢化が進行しています。

この地図の背景にはOpen Street Map及び国土数値情報を使用しています。

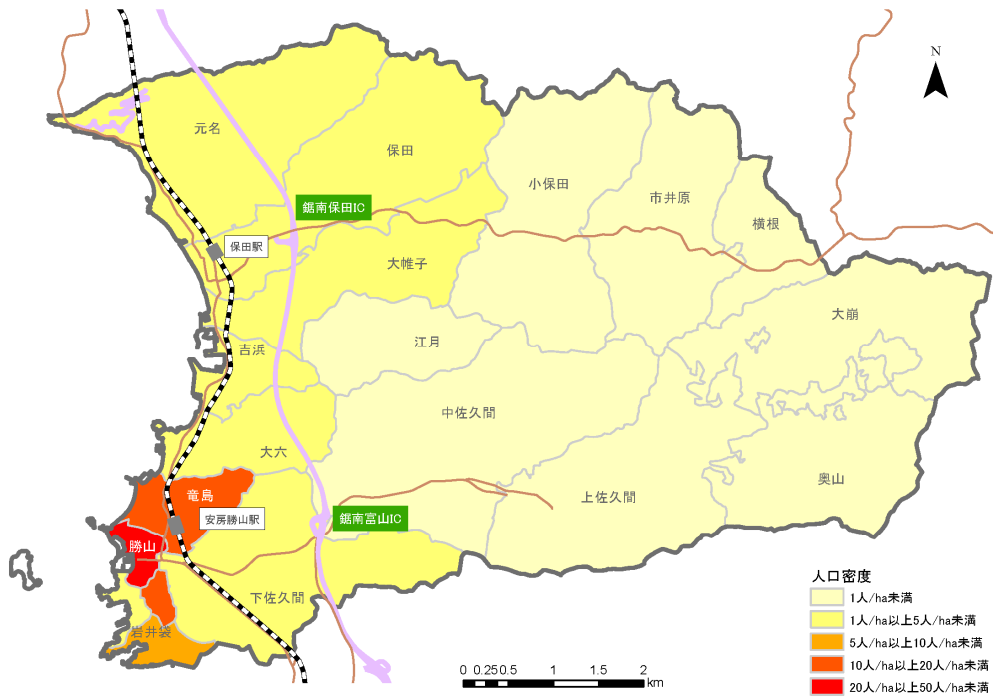


図 2-5 地域別の人口密度

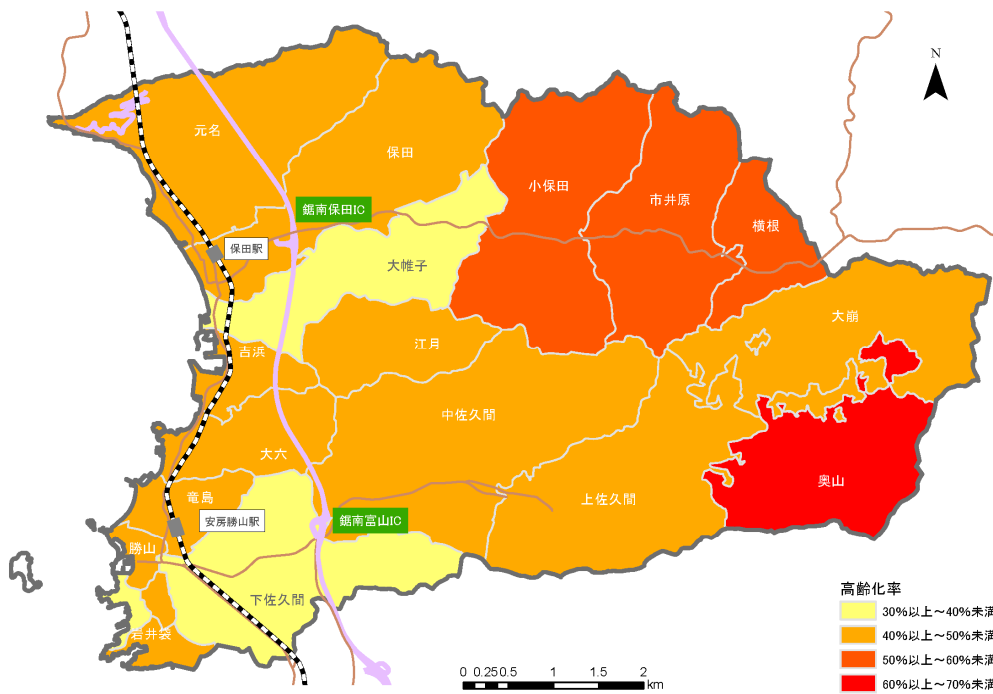


図 2-6 地域別の高齢化率

出典:国勢調査(平成 27 年度(2015 年度))

3 財政状況

(1) 普通会計

ア 歳入

本町の平成30年度(2018年度)までの歳入は、概ね45億円前後で推移してきました。令和元年度(2019年度)は房総半島台風等による被災のため、財政調整基金を取り崩し、その他の財源が増加しています。令和2年度(2020年度)は前年度の台風被害に対する災害関連事業債や新型コロナウイルス感染症流行拡大に対する特別定額給付金給付事業の実施財源として、国庫補助金の交付や地方債など、歳入が大幅に増加しています。

主な自主財源である地方税収入は、概ね7.5億円前後で推移していますが、依然として地方交付税への依存度が高い状況です。

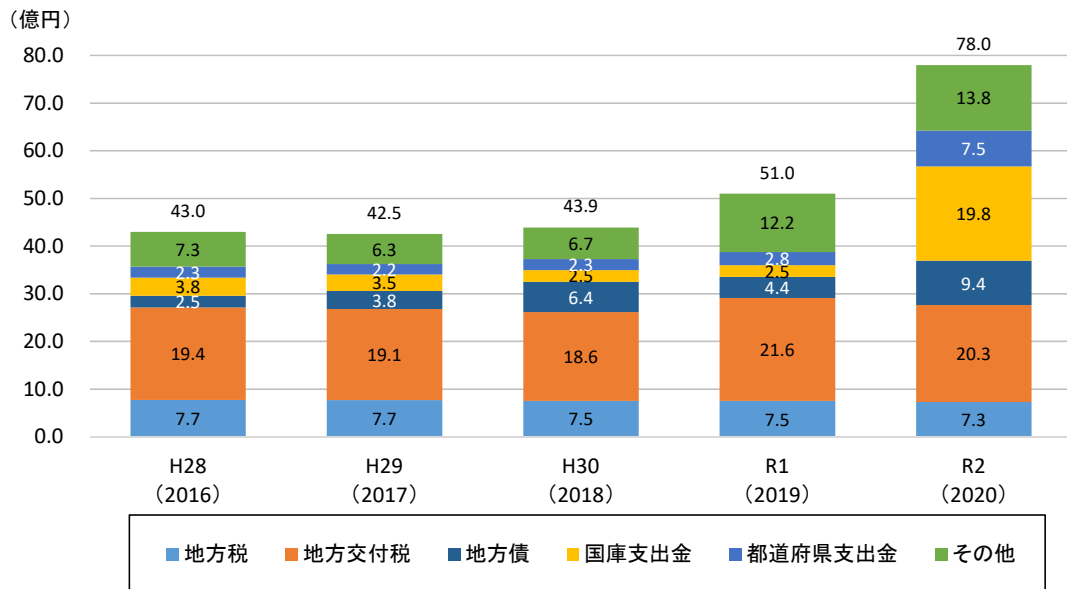


図 2-7 歳入の推移

出典:決算カード

(注)グラフ中の数値は、小数点以下の表記の関係上、必ずしも全体の値に一致しない場合があります。

イ 歳出

本町の令和元年度(2019年度)までの歳出は約40億円ほどであり、性質別にはいずれも概ね横ばいで推移してきました。ただし平成30年度(2018年度)は、鋸南幼稚園の整備事業により、投資的経費が微増しています。

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症流行拡大に対する特別定額給付金給付事業の実施や令和元年度(2019年度)の台風被害に対する災害関連事業の実施により、歳出が大幅に増加しました。

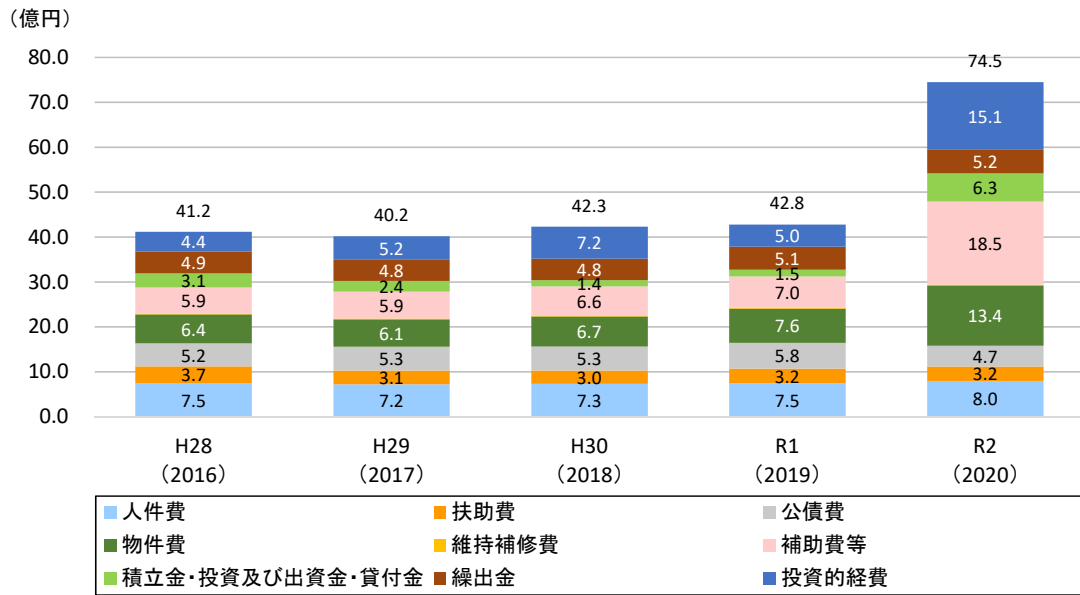


図 2-8 性質別歳出の推移

出典:決算カード

(注)グラフ中の数値は、小数点以下の表記の関係上、必ずしも全体の値に一致しない場合があります。

ウ 基金の状況

本町の設置する基金のうち、公共施設事業に関連するものを下表に示しています。鋸南町都市交流施設整備基金を除き、公共施設事業のみを目的として積み立てている基金はありません。基金の活用にあたっては、町全体の主要施策の実施継続を前提とし、今後の公共施設事業に必要な経費の増加を見据え、基金残高を維持する必要があります。

表 2-1 関連基金残高の推移

単位(百万円)

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
財政調整基金	1,077	1,208	1,288	831	1,344
鋸南町豊かなまちづくり基金	30	42	51	89	115
鋸南町都市交流施設整備基金 ^{※1}			5	15	16
関連基金残高合計	1,107	1,250	1,344	935	1,475

出典:令和元年度(2019年度)までは財政状況資料集、令和2年度(2020年度)は決算書

※1:鋸南町都市交流施設整備基金は、都市交流施設・道の駅保田小学校の事業にのみ取り崩し可能です。

(2) 公営企業会計

ア 水道事業決算の推移

水道事業会計の収益的収支は、概ね5億円で推移しています。主な収入である給水収益は2.5億円ほどで、徴収率は98%を超えています。主な支出は南房総広域水道企業団への受水費と減価償却費であり、支出全体の過半数を占めています。純利益は毎年6千万円ほどです。

資本的収支は、概ね2億円で推移しています。主な支出のうち企業債償還金が年平均1.3億円となっており、収入の不足額は過年度分損益勘定留保資金^{*}等で補てんしています。

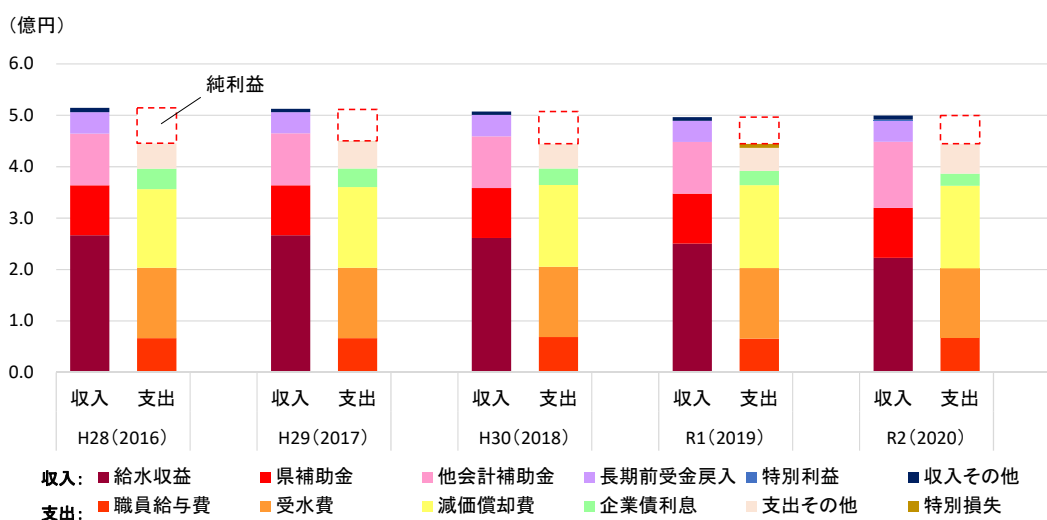


図 2-9 収益的収支の推移(水道事業会計)

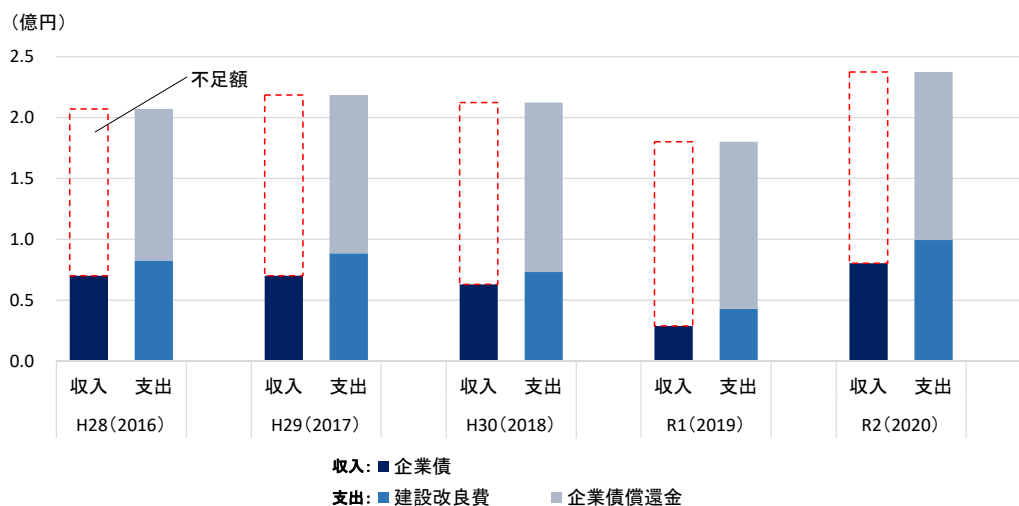


図 2-10 資本的収支の推移(水道事業会計)

出典: 水道事業決算書(税抜)

^{*} 損益勘定留保資金: 減価償却費などの支出を伴わない費用の見合いとして収益した補助金などの額

イ 病院事業決算の推移

病院事業は、平成20年度(2008年度)から利用料金制の指定管理者制度^{※1}を導入し、運営しています。人件費等の費用を指定管理者が負担することから、財源不足が緩和されたものの、収益的収入及び資本的収入のほとんどを他会計繰入(他会計補助金、出資金)に依存している状態です。また、毎年3千万円ほど純損失を生じており、令和2年度(2020年度)末の累積欠損金^{※2}は14億円となりました。

平成30年度(2018年度)以降は、人口の減少等により、医業収益が大幅に減少したため、指定管理者交付金への繰出も増額となりました。資本的支出については、企業債の一部償還完了に伴い、大幅に減少しました。

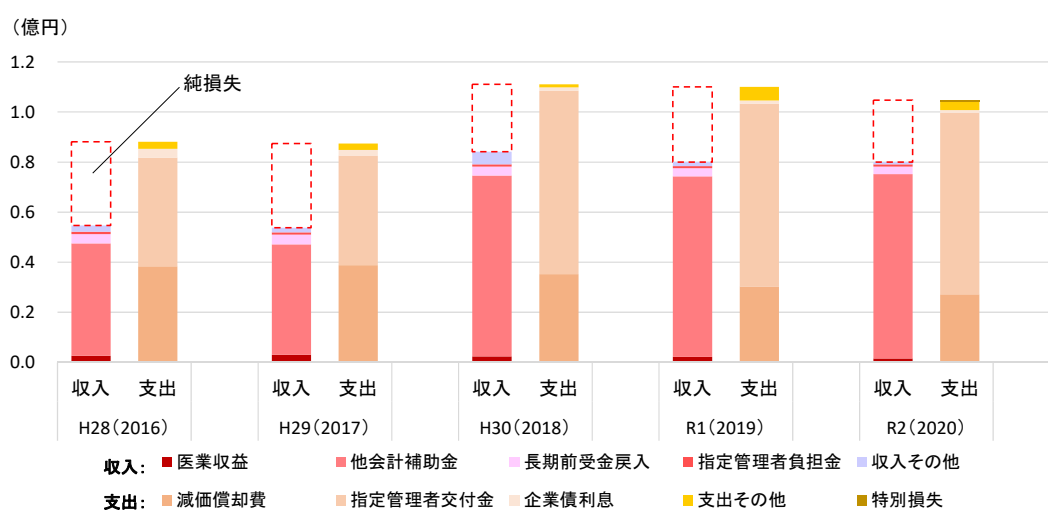


図 2-11 収益的収支の推移(病院事業会計)

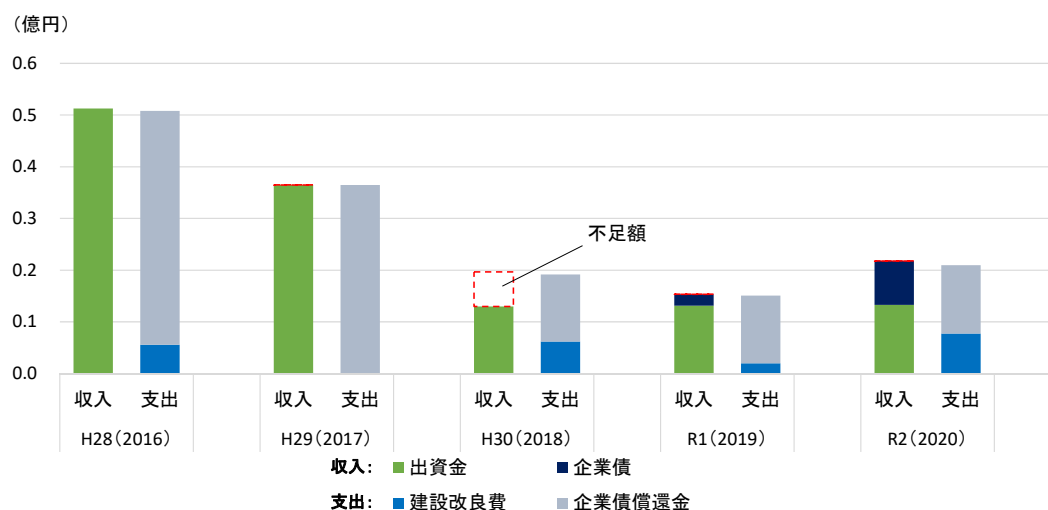


図 2-12 資本的収支の推移(病院事業会計)

出典: 病院事業決算書(税抜)

※1: 公共施設の使用料金を指定管理者の収入とできる制度

※2: 補てん財源により補てんできなかった各事業年度の損失額(赤字額)が累積されたもの

4 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

普通会計の歳入面については、生産年齢人口の大幅な減少に伴う個人町民税の減少が予想されます。また、法人町民税については、企業業績の影響を大きく受けるため、大きな経済成長を見込むことが厳しい現状においては、大幅な税収増は期待できません。このことなどから、一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、総人口の減少に伴い、公共施設等の維持管理・更新等に係る町民一人当たりの経費が増加していくことが予想されます。

水道事業会計においては、「鋸南町水道事業経営戦略(平成29年(2017年)3月策定)」において、過疎化や少子化による給水人口の減少などから、水需要が毎年1%ほど減少していくことを見込んでおり、料金収入も減少するものと推察されます。そのため、人件費などの削減に取り組むとともに、中長期的な収支計画に基づき、公平性を保った負担金の徴収や料金設定を図るなど、一般会計への依存度を低くしていく必要性があります。

また、水道事業体の運営基盤の強化や水質事故、震災といった災害等への緊急時対応、技術の確保及び承継、合理的な施設の維持管理・更新、用水供給料金の格差是正など、一つの事業体では解決し得ない様々な課題に対処し、安全で良質な水を将来にわたり安定的に供給するための有効な手段として、水道事業の統合・広域化が必要です。

病院事業の主要な患者層は65歳以上人口となっています。本町の高齢化率は上昇傾向にありますが、総人口の減少により、65歳以上人口の総数はほぼ横ばいもしくは減少に転じる見込みであり、病床利用率の低下が予想されます。しかしながら、本町及び半径5km周辺地域では唯一の急性期・慢性期の入院医療を提供している病院であることから、地域医療への貢献を継続する必要があります。

一方で、指定管理者の人件費は増加傾向にあり、患者数の確保及び収益向上が大きな課題となっています。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。

第3章 公共施設の現状と課題

1 建築系公共施設

(1) 施設類型別保有状況

本町の保有する建築系公共施設は、58 施設、総延床面積 42,805.17 m²であり、うち普通会計では 53 施設、38,942.90 m²、公営企業会計では5施設、3,862.27 m²となっています(令和2年度(2020 年度)末時点)。

施設類型別の延床面積の割合では、学校教育系施設(33.2%)が最も多く、続いて行政系施設(13.1%)となっており、この2類型だけで全体の約半数を占めています。また、産業観光系施設が3番目に大きな割合を占めていることは本町の特徴と言えます。

町民一人当たりの延床面積は行政財産のみで 4.8 m²/人となっており、千葉県内の他の人口1万人未満の町と同様に、17 町村平均値を上回る値となっています。

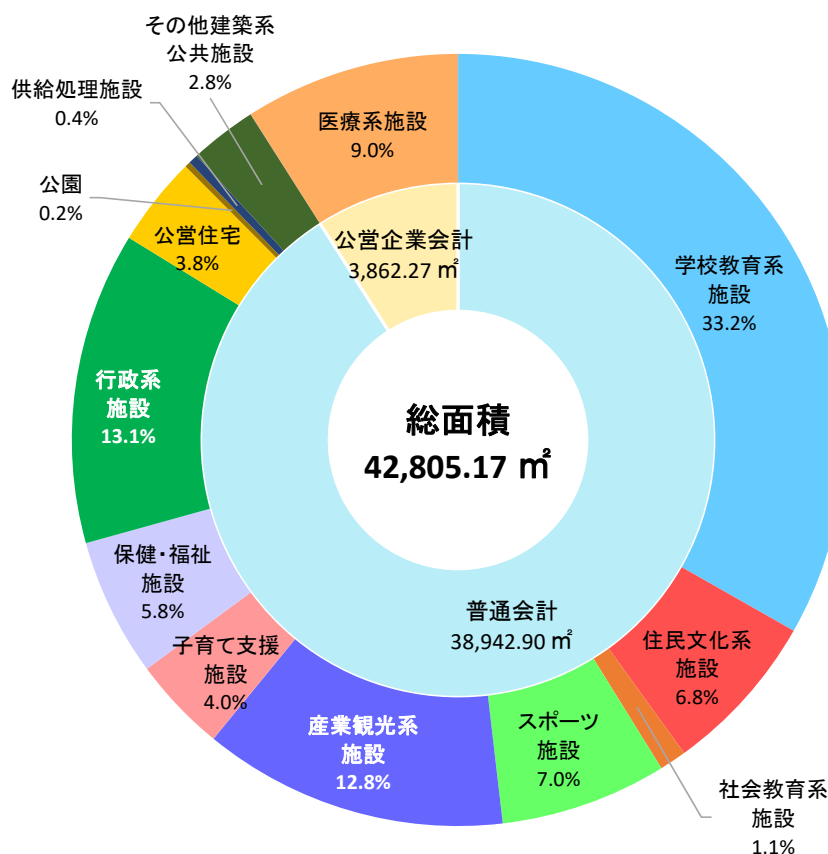


図 3-1 施設類型別の保有量

出典:所管課資料(令和2年度(2020 年度)末)

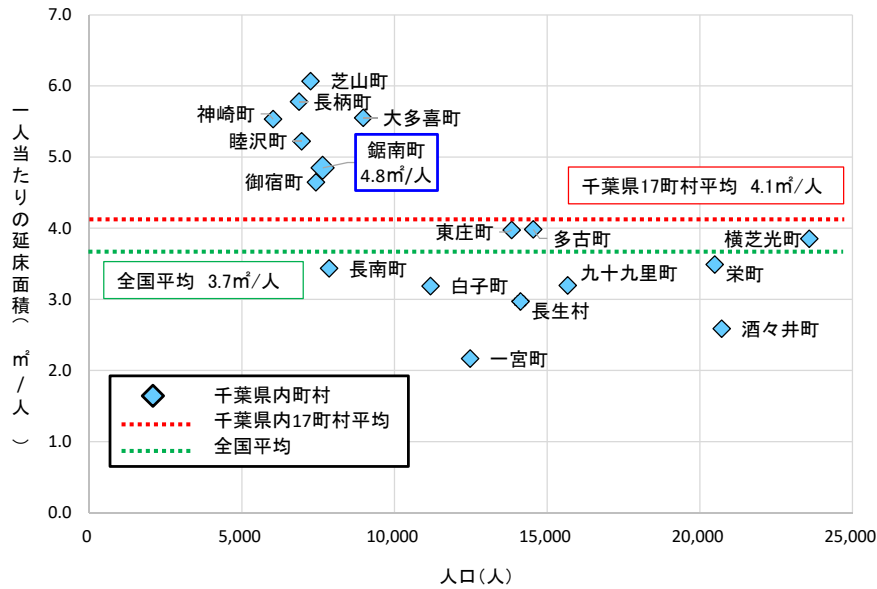


図 3-2 一人当たりの延床面積(行政財産)

出典:延床面積は公共施設状況調(総務省 令和元年度(2019年度))、
人口は住民基本台帳(令和2年(2020年)1月1日現在)

(2) 築年度別整備状況

本町では、昭和50年代から平成初期にかけて、本庁舎、公民館、中学校等の多くの施設を整備してきました。大規模改修の必要とされる目安時期である建築後30年を経過している施設の延床面積は、20,504.09 m²、全体の47.9%となっています。

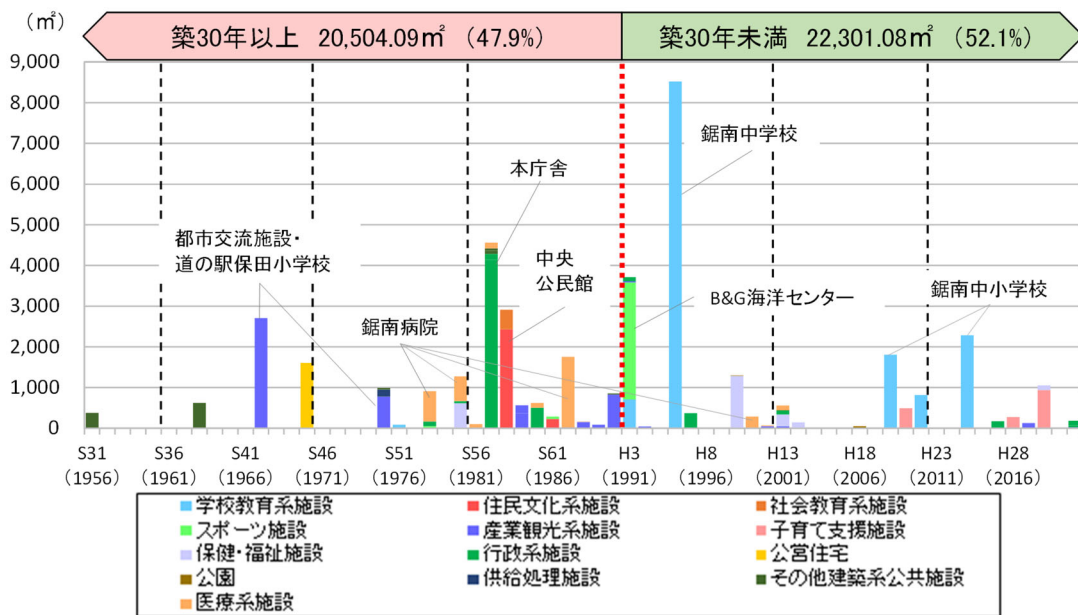


図 3-3 築年度別の延床面積

出典:所管課資料(令和2年度(2020年度)末)

(3) 耐震化の状況

建築系公共施設のうち、旧耐震基準のもの(昭和56年(1981年)6月1日の建築基準法施行令の改正よりも前に建築確認を受けた建物)は、16棟となっており、ほとんどの施設が新耐震基準(昭和56年(1981年)6月1日の建築基準法施行令により改正された基準)で建てられています。

このうち、200㎡以上で耐震化未了の施設は下表のとおりです。今後の施設のあり方の検討と併せて、町の建築系公共施設の耐震化を進める必要があります。

表 3-1 耐震化未了の施設

	延床面積(㎡)	建築年月日	構造
老人福祉センター 本館	619.51	昭和56年(1981年)3月15日	鉄筋コンクリート造
町営住宅竜島団地	1,609.45	昭和45年(1970年)7月15日	鉄筋コンクリート造
旧佐久間小学校 体育館	619.66	昭和38年(1963年)10月31日	鉄骨造
旧佐久間幼稚園 園舎	376.00	昭和31年(1956年)11月30日	鉄筋コンクリート造

(令和2年度(2020年度)末時点)

(4) 管理運営の状況

本町では、下表に掲げる建築系公共施設で、指定管理者制度等の管理運営手法を活用し、施設の効率的な維持管理・運営を図っています。特に、鋸南病院では、平成20年度(2008年度)からの指定管理者制度の導入により、財源不足が緩和されました。

表 3-2 管理運営形態

管理形態	施設名
指定管理	都市交流施設・道の駅保田小学校／保健福祉総合センター(デイサービス部分) ボランティアセンター／鋸南病院
管理運営委託	保田駅前観光案内所／安房勝山駅前観光案内所／循環バス車庫 学校給食センター／鋸東コミュニティセンター
貸付	総合センター・コミュニティホール／保田総合センター／旧佐久間幼稚園

(令和2年度(2020年度)末時点)

2 インフラ系公共施設

(1) 道路施設

町道は総延長 147,707m、改良率 30.0%、舗装率 90.2% (延長) であり、近隣市とほぼ同様の整備状況となっています。また、道路照明灯を 94 基保有しています。

表 3-3 対象工作物一覧

種別	主な施設	数量
道路	道路延長(うち舗装)	147,707m(133,162m)
	道路面積	577,242 m ²
	道路照明灯	94 基

出典: 公共施設調査票(令和2年度(2020年度)末)

(2) 橋梁

町道の橋梁は総延長 1,018m、橋梁数 73 橋となっています。このうち、架設後 50 年以上を経過した高齢化橋は 15 橋で、全体の 46.9% (架設年度の不明な 41 橋を除く) を占めます。平成 28 年度(2016 年度)の定期点検では、8 橋で「早期措置段階」の判定となりました。

本町では、平成 24 年度(2012 年度)より「鋸南町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の損傷が深刻化してから大規模な修繕や架替え更新を行う対症療法的な事後保全型管理から、損傷が進行化する前に計画的に修繕を行う予防保全型管理へ転換し、橋梁の長寿命化及び修繕に係る費用の縮減を図ってきました。今後も概ね5年ごとの定期点検実施及び計画の更新を行い、安全の確保に努めます。

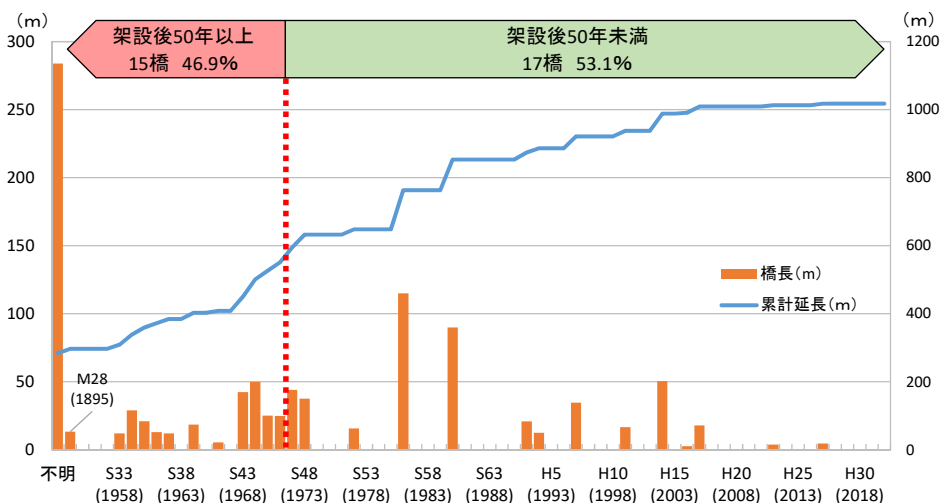


図 3-4 施工年度別橋長

出典: 鋸南町橋梁長寿命化修繕計画(平成 29 年度(2017 年度))

(注) 架設年度別の割合は架設年度不明の 41 橋を除く橋数割合です。

(3) トンネル

本町では、5つのトンネルを管理しています。このうち湯沢トンネルと岩井袋トンネル、内宿トンネルの3つは建設から50年以上を経過しており、今後20年ほどで残り2つのトンネルも50年以上を経過します。令和2年度(2020年度)の定期点検では、平成30年度(2018年度)に改修工事を実施した内宿トンネルを除き、小尾越トンネル及び内宿トンネルで「早急に修繕が必要」との結果となりました。

また、平成27年度(2015年度)より、道路の安全性・信頼性を将来にわたって確保することを目的とし「鋸南町トンネル長寿命化修繕計画」を策定し、予防的な修繕を行うことで、トンネルの延命化、予算の平準化、維持管理コストの縮減を図っています。今後も概ね5年ごとの点検及び計画の更新を行い、安全の確保に努めます。

表 3-4 対象トンネル一覧

番号	トンネル名	路線名	箇所	延長 (m)	有効 幅員 (m)	有効 高 (m)	建設 年次
1	湯沢トンネル	町道 1-106 号線	自)大字大崩字西ノ作 1396-1 至)大字大崩字西ノ作 1385	36.2	6.0	4.0	S7(1932)
2	岩井袋トンネル	町道 1-105 号線	自)大字竜島字坂井ヶ谷 111-6 至)大字竜島字坂井ヶ谷 111-6	109.0	5.5	4.2	T4(1915)
3	小尾越トンネル	町道 1-105 号線	自)大字岩井袋字尾浦 150-2 至)大字岩井袋字小尾越 206	51.3	9.4	4.4	S58(1983)
4	内宿トンネル	町道 2049 号線	自)大字勝山字谷 2-1 至)大字勝山字谷 2-1	30.3	3.4	3.3	S35(1960)
5	勝六トンネル	町道 1169 号線	自)大字大六字切通 6 至)大字竜島字	74.5	4.0	3.7	H6(1994)

出典:トンネル長寿命化修繕計画(平成28年度(2016年度))

(4) 農林業施設

本町では、農林業施設として農道 31,359m、林道 14,311m、橋梁3橋を管理しています。農道は、農産物の生産性向上のため、ほ場の整備に併せて、国・県の補助事業を活用して整備を進めています。また、農林道は農林生産物の輸送のためだけでなく、町民の日常生活において、町道等の補完的役割を担っています。

表 3-5 農道一覧

幅員区分	延長距離(m)
1.8~4.0m未満	21,561
4.0m以上	9,798
合計	31,359

出典:農道整備状況調査票(平成 29 年(2017 年)8月1日現在)

表 3-6 林道一覧

路線名	位置	種類及び区分	幅員	延長(m)	施工期間
金谷元名	鋸南町元名	自動車道2級	4.0	2,324	H1(1989)~H8(1996)
本郷	鋸南町保田	自動車道1級	6.0	1,900	S27(1952)
上井戸沢	鋸南町上佐久間	自動車道2級	4.0	1,543	S53(1978)~S62(1987)
北ノ郷	鋸南町小保田	自動車道3級	3.0	1,095	S55(1980)~H8(1996)
金銅	鋸南町上佐久間	自動車道2級	4.0	1,989	S59(1984)~H1(1989)
小萩	鋸南町中佐久間	自動車道2級	4.0	662	S62(1987)~H4(1992)
嶺岡中央3号	鋸南町下佐久間	自動車道2級	4.0	4,798	S41(1966)~H19(2007)
合計				14,311	

出典:林道台帳(令和2年度(2020 年度)末)

表 3-7 農林業施設の橋梁一覧

No.	橋梁名	所在地	橋長(m)	全幅員(m)	面積(m ²)	構造形式	種別
1	関谷橋	上佐久間字内代 21	11.6	2.5	29.0	床版橋	農道
2	小束沢橋	上佐久間字太田 221	4.7	2.3	10.9	床版橋	農道
3	潤谷橋	奥山字相ノ尾 625	5.1	3.5	18.0	床版橋	農道
合計			21.4		57.9		

出典:固定資産台帳(令和元年度(2019 年度)末)

(5) 漁港施設

本町では、第2種保田漁港及び第1種岩井袋漁港を管理しており、このほか町内には県営第2種勝山漁港が設置されています。各漁港には、下表のような土木構造物を多数整備しています。

保田漁港は大正3年(1914年)より整備事業を実施し、大正7年(1918年)に完成港となりました。昭和27年(1952年)には第2種漁港として指定され、昭和63年(1988年)より本格的な漁港整備に着手しました。平成26年(2014年)には「保田漁港水産物供給基盤機能保全事業基本計画」を策定し、適切な老朽化対策による施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を図っています。

岩井袋漁港は江戸時代からの天然港であり、昭和4年(1929年)に防波堤護岸工事、昭和12年(1937年)に浚渫工事を実施し、昭和27年(1952年)に第1種漁港として指定されました。令和2年(2020年)に個別施設計画を策定し、日常的な点検等の取組みを実施しています。

表 3-8 漁港施設工作物等一覧

名称		第1種岩井袋漁港	第2種保田漁港
水域	水面積	37,000.0 m ²	714,266.0 m ²
漁港施設	防波堤	-	738.5 m
	防砂堤	-	129.0 m
	護岸	669.6 m	1,467.6 m
	突堤	12.0 m	-
	岸壁	-	215.0 m
	物揚場	44.0 m	263.0 m
	浮棧橋	-	410.0 m
	船揚場	87.7 m	280.0 m
	泊地	27,000.0 m ²	23,518.0 m ²
	(有効泊地面積)	(5,300)	(18,318)
	臨港道路	325.0 m	1,228.2 m
	航路標識	-	3
	漁港施設用地	4,300.0 m ²	41,311.0 m ²
	給水給油施設	-	8
	荷捌所	-	1
	水産倉庫	-	6
製氷冷凍冷蔵施設	-	2	
漁協事務所	-	1	

出典：漁港台帳(令和2年度(2020年度)末)

(6) 河川施設

町内では、主な河川として、二級河川の元名川、保田川、佐久間川、準用河川の小磯川、大六川、七面川などが山地から西へと流れ、東京湾に注いでいます。このうち、小磯川と大六川及び法定外水路を町所管の河川施設として、管理を行っています。

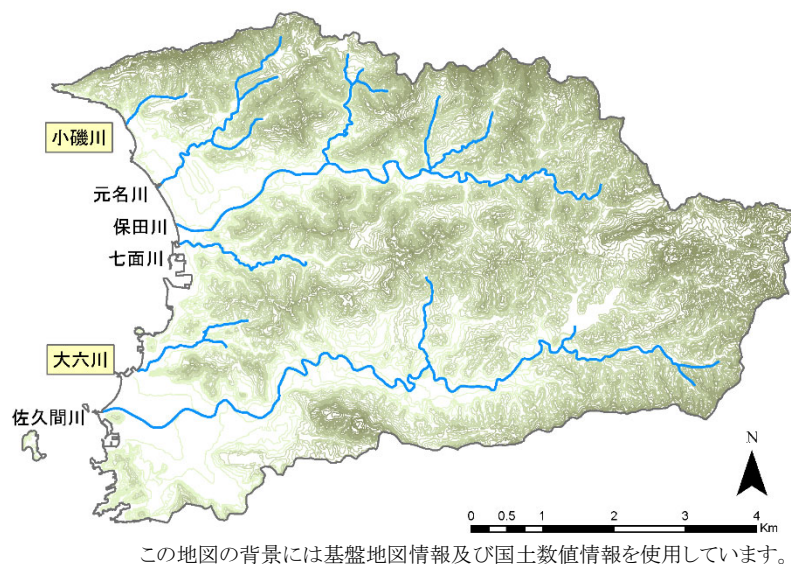


図 3-5 河川の位置

(7) 公園施設

本計画の対象となる公園施設は佐久間ダム公園です。佐久間ダムは、佐久間川流域の耕地への安定した用水確保及び農業経営のための県営かんがい排水事業として、平成4年(1992年)に竣工しました。敷地内は展望広場やロックガーデン、船着き場、キャンプ場等が整備された公園であり、町民や観光客の憩いの場となっています。

運営は、鋸南町鋸南土地改良区に委託していますが、県との協定により、工作物等の管理委託を町が請け負っています。



(佐久間ダム公園)

(8) 駐輪場

町内の鉄道駅である、保田駅と安房勝山駅前には、それぞれ1,000㎡ほどの広場に駐輪場を整備しています。

表 3-9 面積と駐輪台数

名称	面積	駐輪可能台数	整備年度
保田駅前駐輪場	987㎡	108台	H12(2000)
安房勝山駅前駐輪場	1,050㎡	180台	H12(2000)

出典：公共施設調査票(令和2年度(2020年度)末)



(安房勝山駅前駐輪場)

(9) 下水道施設

本町の下水道事業は水洗化率 83.7%と低い状況にあることから、戸別の合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及に努めています。

谷田浄化槽は、唯一の町整備によるし尿処理施設であり、谷田団地居住者を対象として、昭和 49 年(1974 年)3月に設置し、昭和 50 年(1975 年)12 月より供用を開始しています。設置当時は 200 戸 1,000 人槽を想定していましたが、人口の減少と共に利用戸数は減少傾向にあります。また、設置以来 50 年が経過しようとしており、施設の老朽化が顕著です。

表 3-10 下水道施設の保有数量

	数量
管路延長	1,314m
集中浄化槽	1箇所

出典：所管課資料

(10) 上水道施設

本町の上水道は、行政区域全域を計画給水区域とし、昭和 37 年(1962 年)10 月に給水を開始し、普及率 99.7%となっています。平成8年度(1996 年度)より南房総広域水道企業団からの受水により、水需要への対応を十分に実施することができています。

町管理の上水道管は総延長 131,035mであり、配水管が主な割合を占めています。布設後 20 年以上を経過した経年管^{※1}は、94.0%であり、法定耐用年数の 40 年以上を経過した経年管^{※2}は 31.1%となるため、上水道管の老朽化が今後 20 年間で大幅に進行することが考えられます。

本町では、平成 29 年度(2017 年度)に「水道施設整備事業計画」を策定し、施設の老朽化対策や耐震化に努めています。

表 3-11 上水道施設の数量

	数量
管路延長	131,035m
建築物	浄水場他 6棟(計245.24㎡)
配水池	4箇所

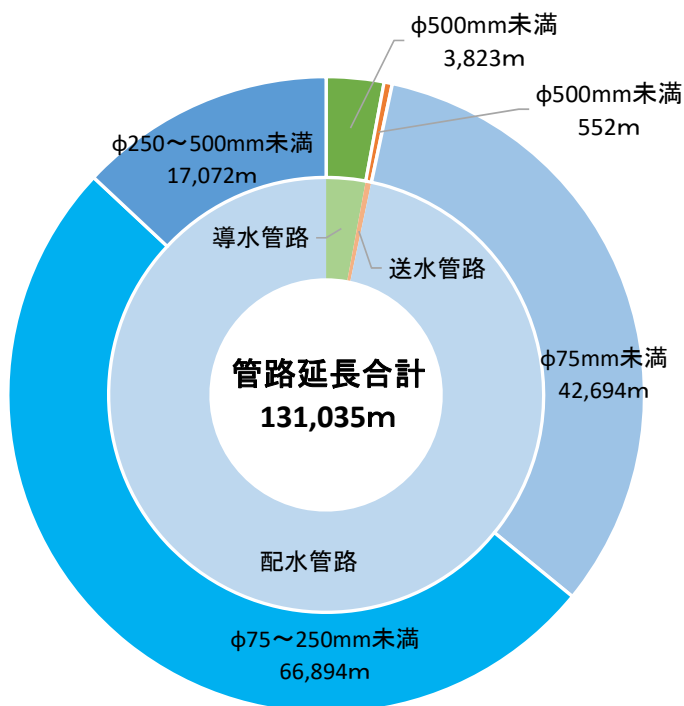


図 3-6 種別管路延長

出典:水道統計(令和2年度(2020 年度)末)

※1: 石綿管及び布設後 20 年以上経過した硬質塩化ビニル管、鋳鉄管、鋼管及びその他の管を指します。

※2: 地方公営企業法施行規則による耐用年数が全管一律 40 年以上経過した管を指します。

3 広域連携施設

本町は3つの一部事務組合等に加入しており、各構成市町の地域特性に応じ、し尿処理、ごみ処理、消防などの事務の共同処理、施設の相互利用を図り、密接な連携を行っています。また、これらの施設の維持管理・更新等のため、人口割合等に応じた費用負担をしています。

このうち、鋸南地区環境衛生組合において、南房総市と共同処理している、し尿処理施設については、新たに南房総市を管理主体とした汚泥再生処理センターとし、令和6年度(2024年度)の供用開始に向けて、協議を進めています。

また、安房地域各市町のごみ処理施設の老朽化から、平成30年(2018年)11月20日に鴨川市、南房総市、鋸南町の2市1町で、君津地域広域廃棄物処理事業(君津地域4市)との新たな事業連携を行い、令和9年度(2027年度)の新ごみ処理施設供用開始に向けて、協議を進めています。なお、中継施設及び可燃物以外のごみ処理等については、南房総市との共同による施設整備の検討を進めます。

上水道事業についても、平成8年度(1996年度)より南房総広域水道企業団からの受水により、断減水なく正常な給水を実現しています。令和2年度(2020年度)の受水量は400,669m³であり、給水量全体の38.2%となっています。

表 3-12 広域連携施設負担金の推移

単位(千円)

管理主体	事業(主な施設等)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
鋸南地区環境衛生組合	大谷クリーンセンター 堤ヶ谷クリーンセンター	120,033	123,718	132,507	145,818	154,005
安房郡市広域市町村圏事務組合	粗大ごみ処理施設 安房聖苑 長狭地区火葬場 安房郡市夜間急病診療部 消防施設(13施設)	209,028	203,235	214,967	219,099	218,281
南房総広域水道企業団	大多喜浄水場	136,879	136,867	136,873	137,241	135,562

出典:所管課資料

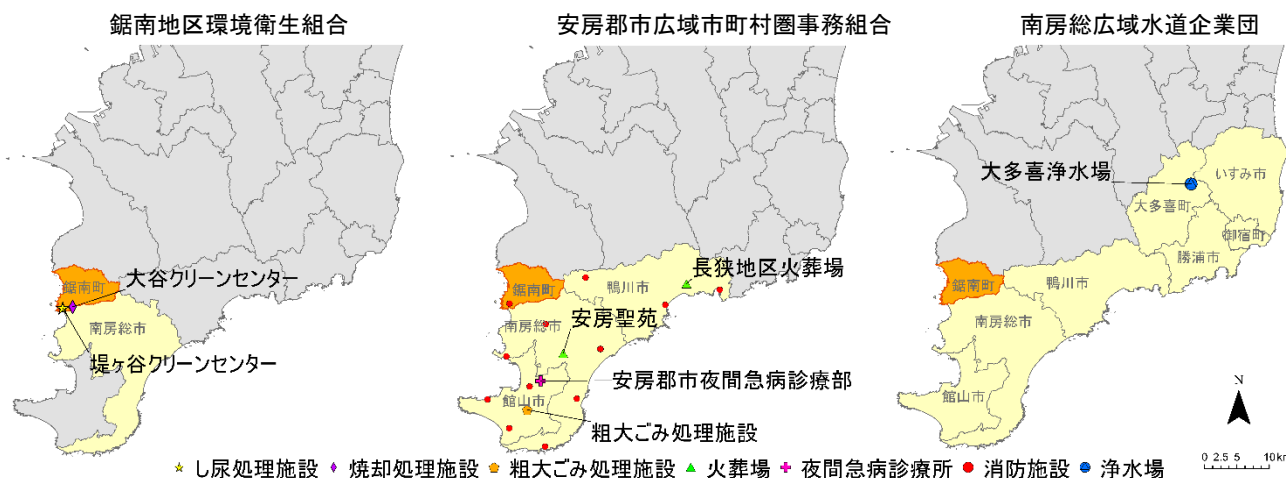


図 3-7 広域連携施設配置図

4 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るに従い価値が減る資産について、価値の減少を反映させる会計処理で、減価償却累計額が大きいほど資産取得からの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率^{※1}が100%に近いほど、資産が老朽化していると言えます。

本町の所有資産全体の有形固定資産減価償却率は、平成27年度(2015年度)以降60%前後で推移しており、微増傾向にあります。令和元年度(2019年度)時点で、全国平均63.4%、類似団体平均63.1%、千葉県平均64.5%であることから、概ね平均的な値と言えます。

施設類型別(令和元年度(2019年度)決算時点)では、公営住宅、市民会館が100%、庁舎、公民館、道路、一般廃棄物処理施設、橋りょう・トンネルで所有資産全体の有形固定資産減価償却率64.5%を超えています。認定こども園・幼稚園・保育所は近年、幼稚園の建替えを実施したため、有形固定資産減価償却率が最も低い施設類型となっています。

表 3-13 所有資産全体の有形固定資産減価償却率の推移

	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)
鋸南町	60.2%	55.9%	62.8%	63.2%	64.5%
全国平均	55.6%	57.8%	59.3%	60.3%	63.4%

出典:財政状況資料集

表 3-14 施設類型別の有形固定資産減価償却率

施設類型	有形固定資産減価償却率	施設類型	有形固定資産減価償却率
公営住宅	100.0%	体育館・プール	48.3%
市民会館	100.0%	福祉施設	48.1%
庁舎	80.9%	認定こども園・幼稚園・保育所	38.8%
公民館	65.5%	道路	87.1%
保健センター・保健所	63.8%	一般廃棄物処理施設	78.3%
消防施設	53.1%	橋りょう・トンネル	66.1%
学校施設	50.3%	港湾・漁港	59.1%

出典:財政状況資料集(令和元年度(2019年度))

※1:有形固定資産減価償却率(%)=減価償却累計額÷取得価額×100

(注)・施設類型は財政状況資料集(総務省)上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。

- ・所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計を指します(土地、物品等は除きます)。表中の施設類型に分類されないその他の施設(公園トイレ等)の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。
- ・有形固定資産減価償却率や減価償却累計額は、直ちに、必要な施設の更新等や将来の財政負担の発生を示すものではありません。

5 中長期的な維持管理・更新等費用の見通し

(1) 現在要している経費

ア 普通会計

(ア) 建築系公共施設

平成 28 年度(2016 年度)から令和2年度(2020 年度)までの5年間における建築系公共施設の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年平均で約3億5千万円でした。

平成 29 年度(2017 年度)から平成 30 年度(2018 年度)にかけては、笑楽の湯や鋸南幼稚園の整備を行ったことから、工事費が大きくなっており、令和元年度(2019 年度)は房総半島台風等による被災の復旧のため、工事費及び修繕費が大きくなっています。

費目別では、工事費を除くと、建物管理委託費が最も高く、全体の2割弱を占めています。

表 3-15 維持管理・更新等経費の推移(建築系)

単位(百万円)

	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	5か年平均
工事費	104.1	209.3	221.3	215.5	154.1	180.9
修繕費	17.9	20.4	15.2	24.2	19.0	19.3
光熱水費	34.5	34.8	36.2	34.2	30.3	34.0
燃料	8.3	9.4	9.5	10.8	9.1	9.4
建物管理委託費	59.3	56.1	53.1	58.8	62.5	58.0
建物管理人件費	40.1	37.1	35.3	32.2	32.6	35.5
使用料・賃借料	15.0	15.0	14.9	14.9	15.4	15.0
合計	279.2	382.1	385.5	390.6	323.0	352.1
合計(工事費除く。)	175.1	172.8	164.2	175.1	168.9	171.2

出典:公共施設調査票

(イ) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設の過去5年間の維持管理・更新等に係る経費の実績は、年平均で約1億4千万円でした。

インフラ系公共施設の工事費の多くは、災害復旧費用であり、建築系公共施設に比べて、年変動が大きくなっています。

施設類型別には、農林業施設の令和元年度(2019 年度)及び令和2年度(2020 年度)の災害復旧関連費用が大きくなっています。トンネルは、平成 30 年度(2018 年度)に長寿命化修繕計画に基づく工事を実施しました。また、橋梁の定期点検を平成 28 年度(2016 年度)に、トンネルの定期点検を令和2年度(2020 年度)に行いました。

表 3-16 維持管理・更新等経費の推移(インフラ系)

単位(百万円)

	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	5か年平均
工事費	146.2	40.1	141.6	63.4	204.0	119.0
修繕費	0.8	1.6	0.8	3.1	1.5	1.6
光熱水費	1.6	1.8	1.9	2.0	1.7	1.8
施設管理委託費	6.0	8.2	6.4	35.9	15.0	14.3
施設管理人件費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
使用料・賃借料	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1
合計	154.6	51.9	150.7	104.4	222.2	136.8
合計(工事費除く。)	8.4	11.8	9.1	41.0	18.2	17.8

(百万円)

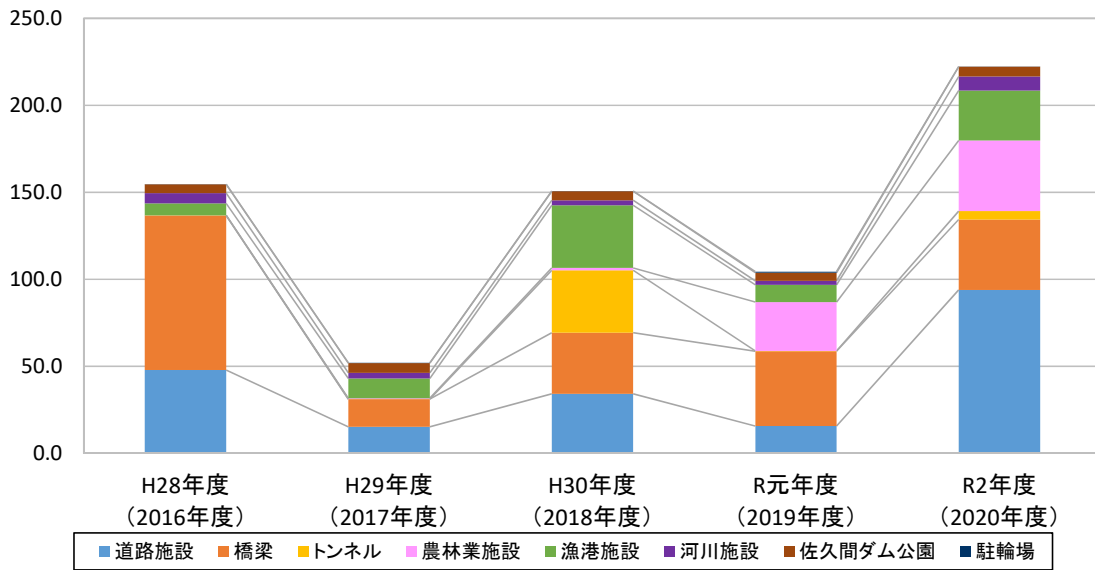


図 3-8 維持管理・更新等費用の推移(インフラ系)(類型別)

出典:公共施設調査票

(注) 下水道施設の維持管理・更新等費用は建築系公共施設に含まれます。

イ 公営企業会計

(ア) 建築系公共施設

医療系施設の平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの5年間における維持管理・更新等に係る経費の実績は、年平均で約3百万円でした。令和2年度には病院エレベーター補修工事を実施したため、費用が突出しています。その他、病院や医師住宅の維持管理・更新等に係る経費は主に修繕費から支出しています。

表 3-17 維持管理・更新等経費の推移(医療系施設)

単位(百万円)

	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	5か年平均
工事費	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	1.5
修繕費	0.5	0.4	0.2	0.8	2.4	0.9
建物管理委託費	0.4	0.2	0.6	0.4	0.2	0.4
合計	0.9	0.6	0.8	1.2	10.3	2.7
合計(工事費除く。)	0.9	0.6	0.8	1.2	2.6	1.2

出典: 病院事業決算書(税抜)

(注) 工事費は建設改良費のうち、医療機器購入費を除く費用です。また、指定管理者制度を導入していますが、その交付金は主に事業運営に使用されるため、含めていません。

(イ) インフラ系公共施設

上水道施設の過去5年間における維持管理・更新等に係る経費の実績は、年平均で約1億円でした。配水管布設工事や施設の耐震化工事を毎年実施しているため、工事費が経費の7割以上を占めています。令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)には、薬品注入室と薬品倉庫の建設を行いました。このほか、漏水調査による修繕や消火栓改修工事、計器等の設備保守点検を毎年実施しています。

表 3-18 維持管理・更新等経費の推移(上水道施設)

単位(百万円)

	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	5か年平均
工事費	84.0	88.7	73.3	43.1	100.2	77.9
修繕費	10.5	8.6	8.0	4.4	11.9	8.7
光熱水費	7.4	8.0	8.3	7.9	7.5	7.8
施設管理委託費	3.4	5.9	4.5	5.4	4.6	4.8
使用料・賃借料	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
合計	106.1	112.0	94.9	61.6	125.0	100.0
合計(工事費除く。)	22.1	23.3	21.6	18.5	24.8	22.1

出典: 水道事業決算書(税抜)

(注) 工事費には建設改良費及び受託工事費、路面復旧費を含みます。

(2) 中長期的な経費の見込み

今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出しました。試算にあたっては、長寿命化等の対策の効果を検証するため、現在保有している施設を同規模で、耐用年数経過時に単純更新した場合(以下、「自然体」という。)と、長寿命化等の対策を反映した場合(以下、「対策後」という。)の2パターンについて算出しました。

なお、試算期間は令和4年度(2022年度)からの40年間とし、下表のとおり、原則として各個別施設計画での試算条件を用いて算出しました。詳しい試算条件については、資料編(P81)に記載のとおりです。

維持管理・修繕	施設の機能維持のために必要となる点検・調査、修繕など
改修	改修を行った後の効用が当初の効用を上回る工事 (個別施設計画等に基づく改修工事や転用を含む)
更新等	施設の建替えなど、同程度の機能に再整備する工事(除却を含む)

表 3-19 試算条件等の根拠

施設類型	自然体の見込み	対策後の見込み	
普通会計			
建築系	鋸南町公共施設等個別施設計画		
インフラ系	道路	総務省公開ソフト ^{※1}	
	橋梁	鋸南町橋梁長寿命化修繕計画	
	トンネル	鋸南町トンネル長寿命化修繕計画	
	農林業施設	(対象外 ^{※2})	
	漁港施設	保田漁港水産物供給基盤機能保全事業基本計画	
	河川施設	(対象外 ^{※2})	
	公園施設	経常費用のみ計上	(自然体と同様 ^{※3})
	駐輪場	取得価額を計上 ^{※4}	(自然体と同様 ^{※3})
	下水道施設 ^{※5}	総務省公開ソフト ^{※1}	(自然体と同様 ^{※3})
公営企業会計			
建築系	鋸南町公共施設等個別施設計画を準用		
インフラ系	建物:鋸南町公共施設等個別施設計画を準用 管渠:総務省公開ソフト ^{※1}	水道施設整備事業計画 ^{※6}	

※1:一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団の提供する公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)

※2:災害復旧のみの維持管理を行っており、今後も改修等の見込みはないため試算対象外としています。

※3:個別施設計画を策定していないため、自然体と同様の費用を見込んでいます。

※4:法定耐用年数満了時に当初の取得価額を計上しています。(撤去費用を含みません。)

※5:浄化槽は建築系に含まれるため、管渠のみインフラ系として試算しています。

※6:試算期間が令和7年度(2025年度)までのため、令和8年度(2026年度)以降は平均値を計上しています。

ア 普通会計

(ア) 建築系公共施設

普通会計の建築系公共施設に係る自然体の将来的な経費の見込みは、今後40年間の総額で208.5億円(年平均5.2億円)が必要という結果になりました。これに対して、長寿命化等の対策を実施した場合、今後必要な経費は、40年間の総額で176.3億円(年平均4.4億円)となり、その効果額は32.2億円(年平均0.8億円)です。

一方で、これまで実際に支出してきた維持管理・更新等費用は、過去5年平均で約3.5億円(表3-15 維持管理・更新等経費の推移(建築系)参照)であり、この支出規模を今後も維持できると仮定すると、これらの対策を行った場合も、毎年約0.9億円の差が生じる見込みとなります。

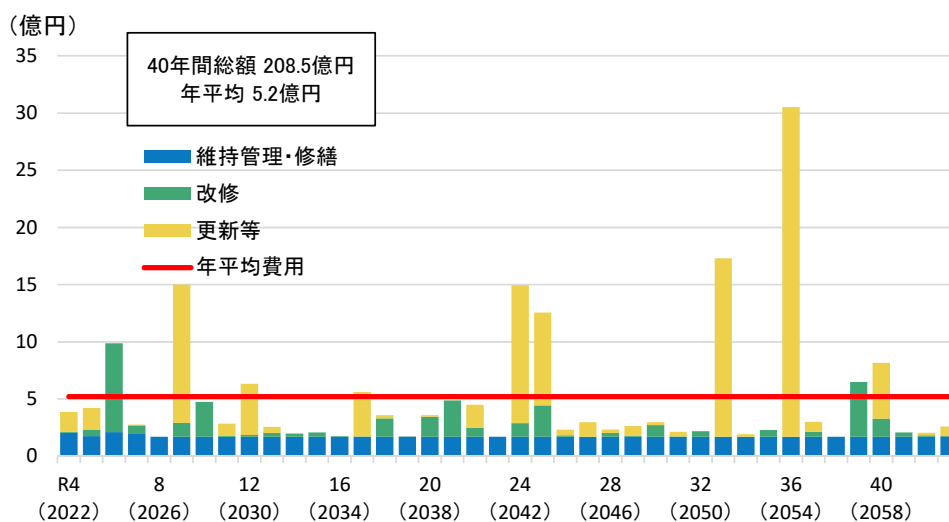


図 3-9 建築系公共施設(普通会計)の中長期的な経費の見込み(自然体)

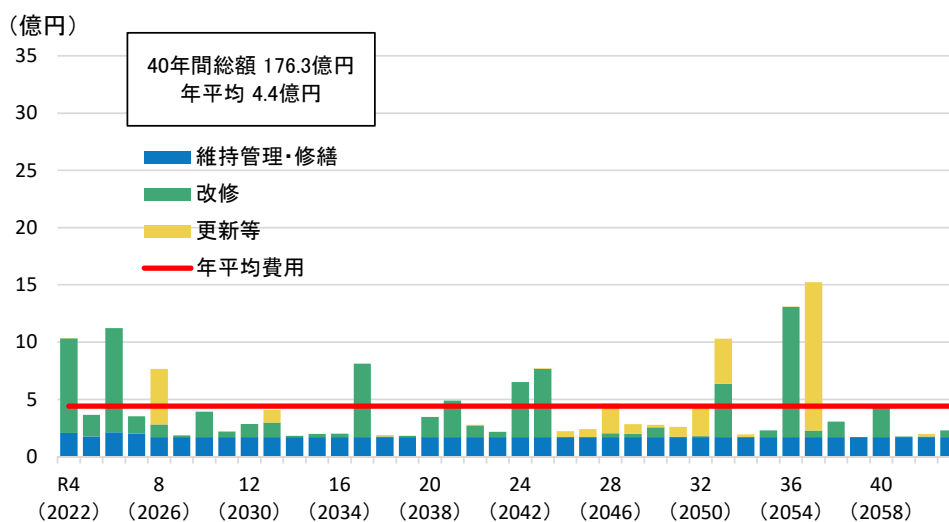


図 3-10 建築系公共施設(普通会計)の中長期的な経費の見込み(対策後)

(イ) インフラ系公共施設

普通会計のインフラ系公共施設に係る自然体の将来的な経費の見込みは、今後40年間の総額で152.2億円(年平均3.8億円)が必要という結果になりました。これに対して、長寿命化や費用平準化等の対策を実施した場合、今後必要な経費は、40年間の総額で63.0億円(年平均1.6億円)となり、その効果額は40年間の総額で89.2億円、年平均で2.2億円です。

一方で、これまで実際に支出してきた維持管理・更新等費用は、過去5年平均で約1.4億円(表 3-16 維持管理・更新等経費の推移(インフラ系)参照)であり、この支出規模を今後も維持できると仮定すると、これらの対策を行った場合も、毎年約0.2億円の差が生じる見込みとなります。

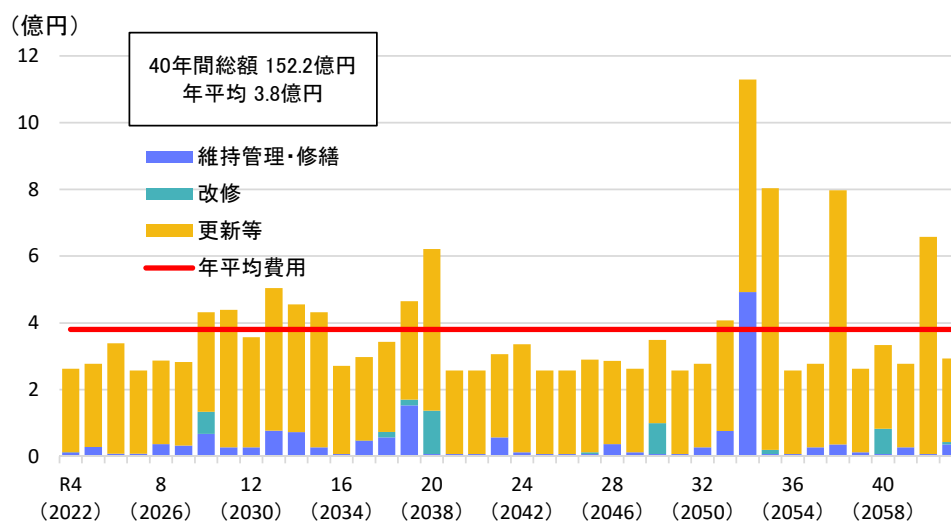


図 3-11 インフラ系公共施設(普通会計)の中長期的な経費の見込み(自然体)

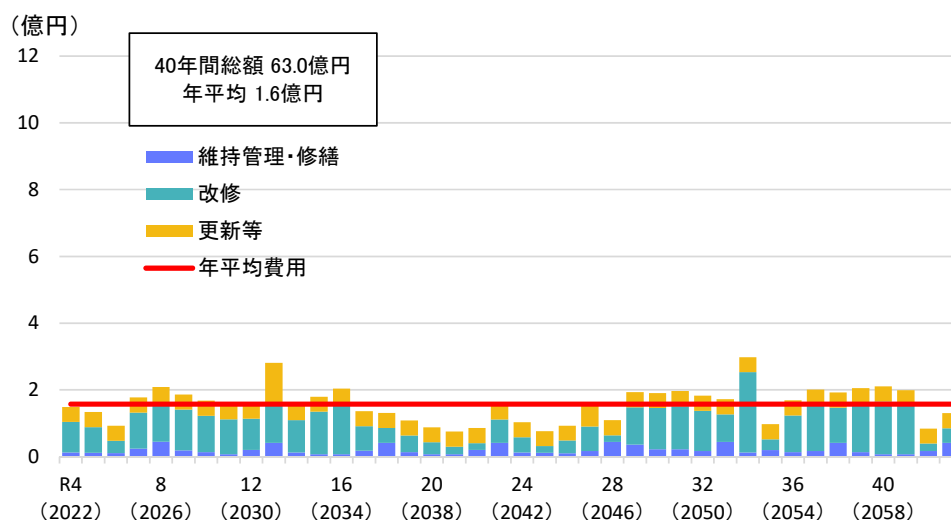


図 3-12 インフラ系公共施設(普通会計)の中長期的な経費の見込み(対策後)

イ 公営企業会計

(ア) 建築系公共施設

公営企業会計の建築系公共施設に係る自然体の将来的な経費の見込みは、今後40年間の総額で16.0億円(年平均0.4億円)が必要という結果になりました。これに対して、医師住宅再編の対策を実施した場合、今後必要な経費は、40年間の総額で15.7億円(年平均0.4億円)となりました。公営企業会計の建築系公共施設は施設数が少ないため、対策の効果額は大きくありません。

また、これまで実際に支出してきた維持管理・更新等費用は過去5年平均で約3百万円(表 3-17 維持管理・更新等経費の推移(医療系施設)参照)であり、今後は施設の改修、建替え等にさらなる財源が必要となります。

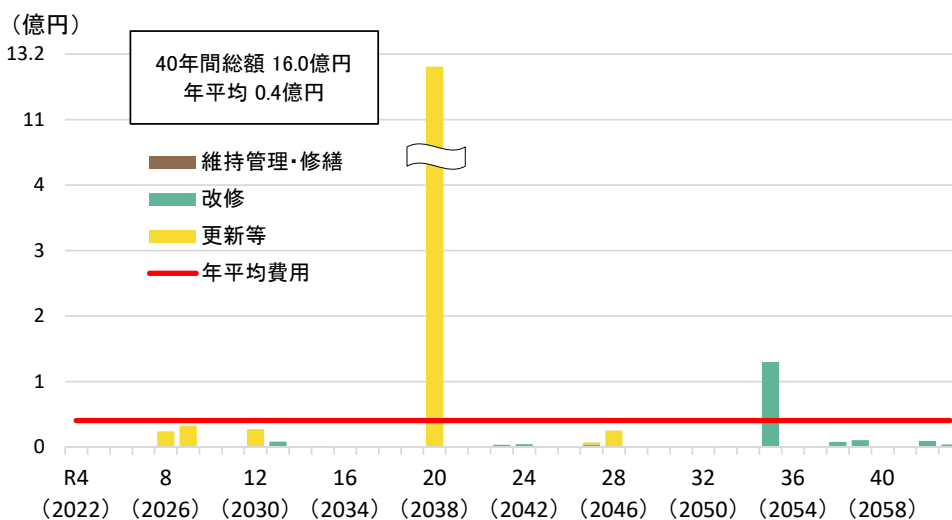


図 3-13 建築系公共施設(公営企業会計)の中長期的な経費の見込み(自然体)

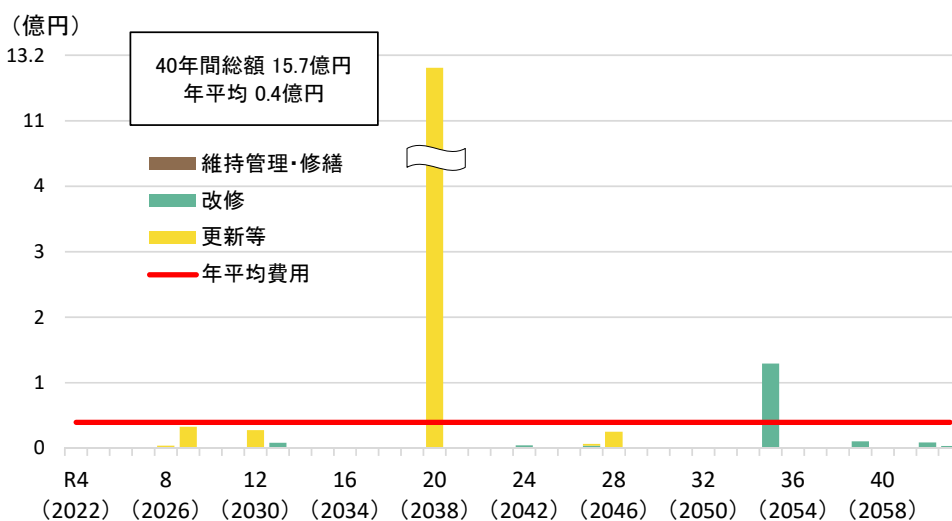


図 3-14 建築系公共施設(公営企業会計)の中長期的な経費の見込み(対策後)

(注) 維持管理・修繕費及び過去実績の費用は税抜ですが、改修・更新等費用は表 3-19の試算条件を準用しているため、税込となっています。

(イ) インフラ系公共施設

公営企業会計のインフラ系公共施設に係る自然体の将来的な経費の見込みは、今後40年間の総額で138.9億円(年平均3.5億円)が必要という結果になりました。これに対して、長寿命化や費用平準化等の対策を実施した場合、今後必要な経費は、40年間の総額で41.7億円(年平均1.0億円)となり、その効果額は40年間の総額で97.2億円、年平均で2.5億円です。

これまで実際に支出してきた維持管理・更新等費用は、過去5年平均で約1.0億円(表3-18 維持管理・更新等経費の推移(上水道施設)参照)であり、今後も施設老朽化に対するリスク管理を行いながら、最低限、現在の支出規模を維持していく必要があります。

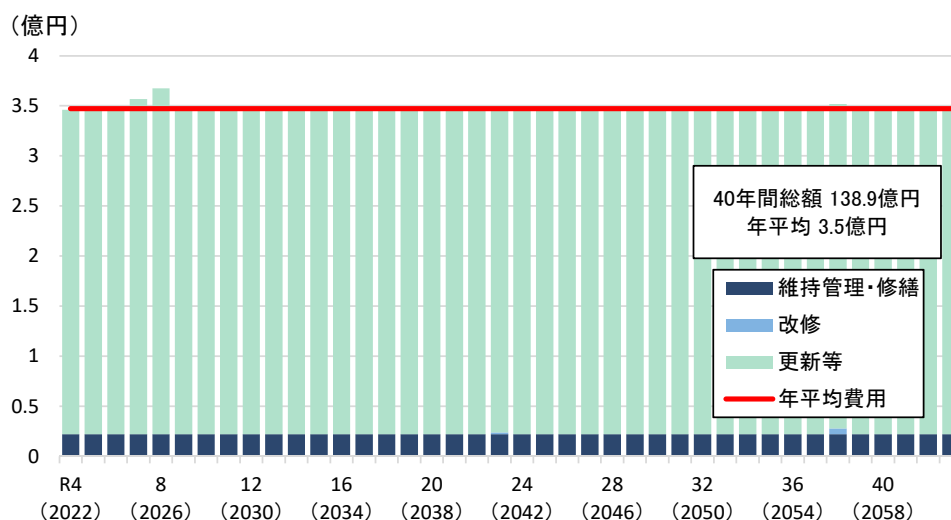


図 3-15 インフラ系公共施設(公営企業会計)の中長期的な経費の見込み(自然体)

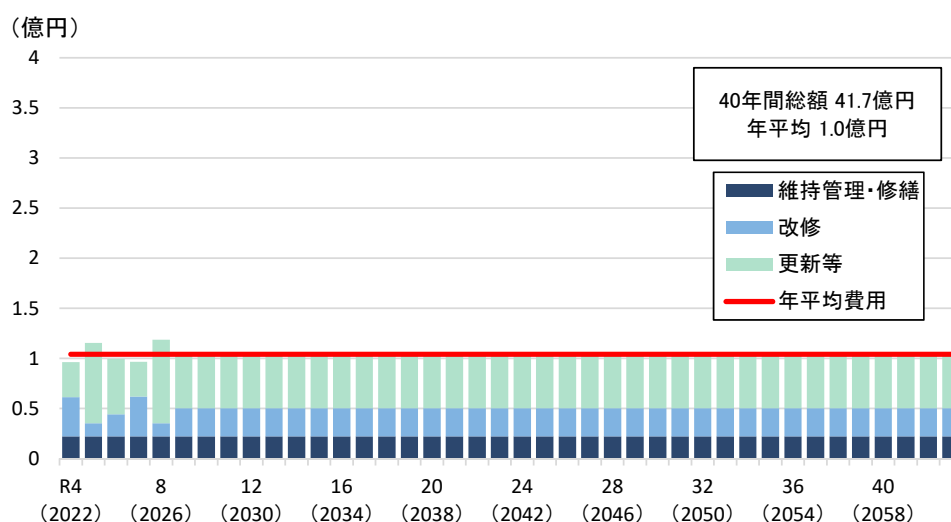


図 3-16 インフラ系公共施設(公営企業会計)の中長期的な経費の見込み(対策後)

(注)維持管理・修繕費用は税抜です。

(3) 充当可能な財源見込み

前述の中長期的な経費の見込みに対して、地方債や補助金等の財源を的確に見込むことが重要となります。このため、今後も同規模の財政フレームを維持できるとの仮定の上、当面10年間(令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度))の充当可能な財源見込みについて、会計別に試算しました。

地方債、補助金については、前述の中長期的な経費の見込みに対して、これまでの実績充当割合を乗じて算出しました。また、普通会計及び水道事業会計における自主財源は、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)の実績値をベースとした金額に、基金残高^{*}や補てん財源の見込みを加えた額としました。公営企業会計に対する一般会計繰入金については、各会計への繰出基準に従い、一般会計の繰出可能額を考慮し、計上しました。

いずれの会計についても、地方債を主要な財源として見込んでいます。特に、病院事業会計においては、現在の経営状況から、施設の維持管理・更新等に対して自主財源を見込むことが困難であり、企業債及び一般会計繰入金の依存財源のみの見込みとなっています。また、普通会計については、今後10年間で約26.0億円(年平均2.6億円)の財源不足が予測されます。

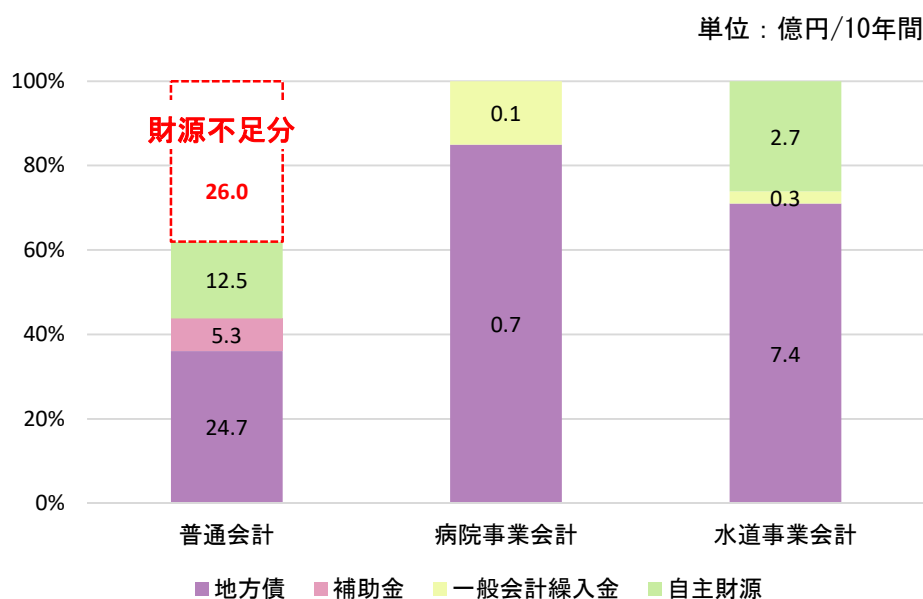


図 3-17 今後10年間の充当可能な財源見込み割合(会計別)

※ 鋸南町都市交流施設整備基金の令和2年度(2020年度)残高を、都市交流施設・道の駅保田小学校に係る経費に充当可能と仮定しています。

(4) 課題

これまで述べたとおり、本町の公共施設等の老朽化は、今後ますます急速に進行していきます。これらの中長期的な維持管理・更新等費用の見込みが、これまで実際に支出してきた費用を上回ると予測される中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

■ 中長期的な維持管理・更新等費用の精査

- 個別施設計画未策定の施設が複数あり、その劣化状況や今後必要となる経費見込みを詳細に把握する必要があります。
- 個別施設計画を策定済みの施設についても、さらなる経費削減の必要性が示されているものや、計画において予定している整備とは異なる工事を実施することも考えられるため、計画の定期的な見直しが必要です。
- 今後新たに整備予定の広域連携施設に対する負担金が予想されるなど、本計画における試算結果に含まれない費用についても、考慮する必要があります。

■ 財源確保と地方債発行の抑制

- 普通会計においては、施設の再編や一般会計繰出金の抑制等による経費削減への取組み、計画的な基金の積み立て等による財源の確保等により、財源不足を解消していかなければなりません。
- いずれの会計においても、地方債の割合が高くなっており、今後は、元利償還金分の費用増加が予測されます。なお、本町では、原則として交付税措置等のない地方債の借入れは行わない方針としています。
- 病院事業会計においては、近年、新たな地方債を発行していませんが、すでに借入れ済みの企業債に対しては、一般会計出資金を償還に充てている状況です。また今後、鋸南病院の更新時期が到来した際には、その方向性に関わらず、多額の費用が見込まれるため、一般会計においても計画的な財源の確保が必要です。

■ 地方公営企業の経営改善

- 地方公営企業は、その経営に要する経費について、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。本町の地方公営企業が保有する公共施設等の維持管理・更新等に見込まれる財源は、その7割から8割近くが地方債となっており、経営改善に努める必要があります。
- 一方で、本町においては今後の人口減少、少子高齢化の加速が予測され、経営に伴う収入の増加は見込めないため、民間委託や広域連携等のさらなる活用による経費削減、業務効率化が考えられます。

6 過去に行った公共施設マネジメントの実績

(1) 建築系公共施設

本町では、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持った公共施設マネジメントを実施しています。資源の転用の例では、都市交流施設・道の駅保田小学校をはじめとし、旧学校施設・跡地の活用を行っています。平成30年度(2018年度)からは、官民学連携プロジェクトである都市交流施設周辺整備事業に着手し、旧鋸南幼稚園の建物及び敷地について、地域の特色・特産を最大限に活かした地域経済・地域交流を活性化する新たな賑わいの場としての再整備を行っています。

また、老人福祉センターへの温浴施設整備や中央公民館における子育て広場の開設など、建物ありきの公共サービスの実施ではなく、現存の建物の多機能化を図ることで、時代の変遷による公共サービスの需要の変化に対応してきました。

さらには、小学校、幼稚園、保育所及び学童保育所については、約10年をかけての統廃合による再編を実施しました。各施設を鋸南小学校の敷地に集約を図ることで、子ども・子育て支援体制の充実を図っています。

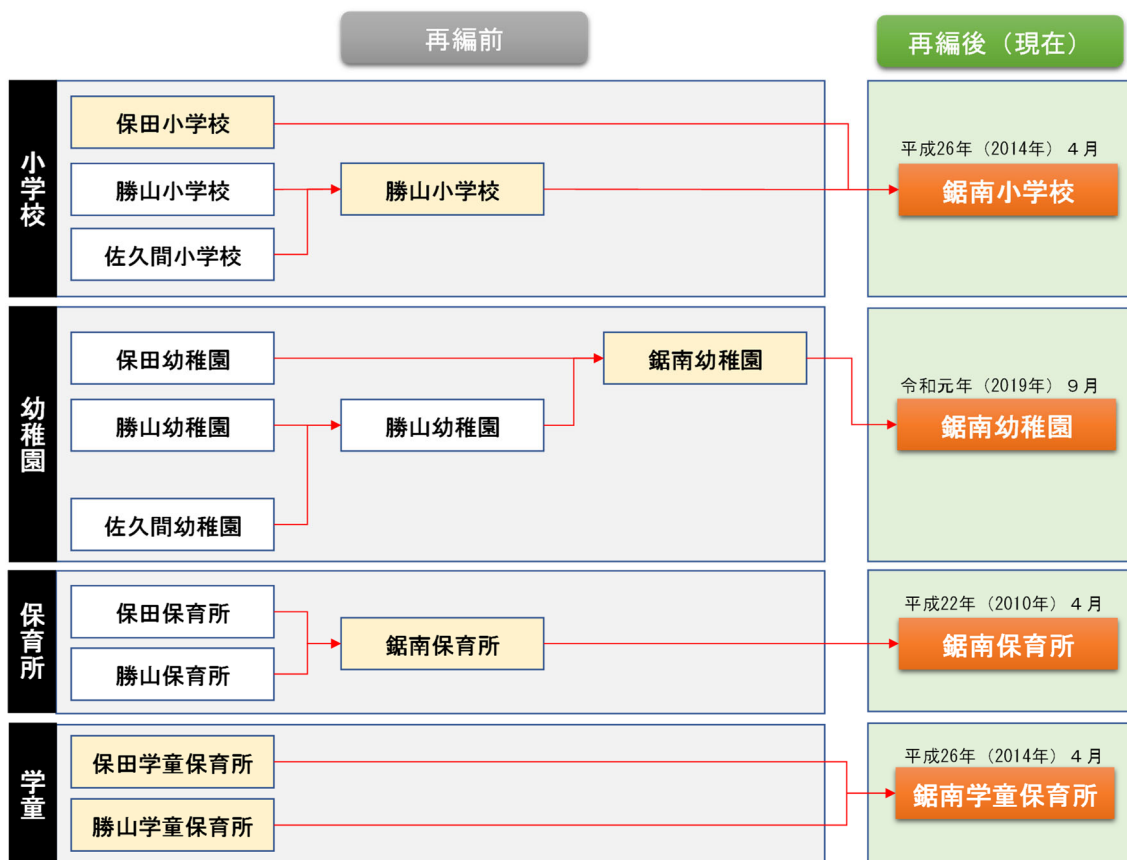


図 3-18 小学校及び子ども・子育て支援施設の集約化の経緯

参考:鋸南町公共施設等個別施設計画(令和3年(2021年)3月)

令和2年度(2020年度)には町全体の建築系公共施設(公営企業会計を除く)を対象とし、「鋸南町公共施設等個別施設計画」を策定しました。計画策定においては、施設総量や利用状況、劣化状況、中長期的な更新費用等の見通しを整理し、個別の施設に対する長寿命化を中心とする対策について、その内容と実施時期を計画しました。特に、本庁舎及び中央公民館については、令和元年度(2019年度)に長寿命化建物調査を実施し、診断結果に基づき、長寿命化の実施計画を策定しています。

病院事業は、平成18年度(2006年度)末に病床の一部を閉鎖し、収益が著しく落ち込みました。このことから、平成20年度(2008年度)に利用料金制を採用する指定管理者制度を導入し、財源不足が緩和されました。また、平成28年度(2016年度)には「鋸南町病院改革プラン」を策定し、令和2年度(2020年度)までを計画期間とし、病院事業の経営改革に取り組んできました。

(2) インフラ系公共施設

町民の生活に欠かすことのできないインフラ系公共施設については、過疎対策事業を主軸として、その必要度の高いものから計画的に整備を進めてきました。近年は、これらの施設の老朽化への対策として、以下の個別施設計画の策定や定期的な点検による計画的な保全、長寿命化の推進、安全性・快適性の確保・維持に努めています。

水道事業においては、平成8年度(1996年度)より南房総広域水道企業団からの受水を開始しました。また、千葉県により、県内の水道事業を一本化し、用水供給料金[※]の平準化を図る事業統合が段階的に進められていることを受け、統合の効果を地域全体で享受するため、末端給水事業体[※]の統合についても調整を図るなど、事業の広域化に取り組んでいます。

表 3-20 インフラ系公共施設の点検・計画策定実施状況

施設類型	実施年度	実施内容
橋梁	H23(2011)	町道橋梁点検実施
	H24(2012)	鋸南町橋梁長寿命化修繕計画策定
	H28(2016)	町道橋梁点検・補修設計実施
	H29(2017)	鋸南町橋梁長寿命化修繕計画策定
トンネル	H27(2015)	トンネル定期点検実施
	H29(2017)	鋸南町トンネル長寿命化修繕計画策定
	R2(2020)	トンネル定期点検実施
漁港施設	H23(2011)	保田漁港水産物供給基盤機能保全事業調査・計画策定
	H25(2013)	保田漁港水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定
	R2(2020)	岩井袋漁港個別施設計画策定
上水道施設	H28(2016)	鋸南町水道事業経営戦略策定
	H29(2017)	水道施設整備事業計画策定

※水道用水供給事業は、都道府県や広域水道企業団などにより、水道事業者に対して水道水を供給する事業であるのに対し、末端給水事業とは、原則として各市町村が一般家庭等に給水を行う事業を言います。

7 公共施設等の現状と課題に関する基本認識

これまでに整理した現状や各個別施設計画での分析等を踏まえ、本町の公共施設等の抱える課題に関する基本認識を整理しました。



今後は、公共施設等を用いた行政サービスの利用状況、その提供に係る全ての経費及び財源を把握し、保有する公共施設等の資産状況をきちんと把握した上で、利用の効率化や経費削減を図るなど、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第4章 公共施設等総合管理計画基本方針

1 4つの基本方針

第3章において述べた現状や課題に対応し、健全で持続可能な町経営を実現するためには、個々の公共施設等を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、町では、以下の4つの基本方針に基づき、本計画を推進していきます。

【基本方針 1】公共施設等の総保有量の適正化

公共施設等のあり方や必要性について、町民ニーズや政策適合性、費用対効果などの面から総合的に評価を行い、適正な施設保有量を実現します。

建築系公共施設については、人口減少、厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総保有量の適正化を推進するため、数値目標を定めます。インフラ系公共施設については町民生活における重要性及び道路、河川、上水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づくそれぞれの個別施設計画等に則した総量の適正化を図ることとします。

また、基金の計画的な積立等により、財源確保に努めます。

【基本方針 2】公共施設等の適正配置

貴重な経営資源としての公共施設等を効果的かつ効率的に活用・運用していくため、今後の更新等の整備に際しては、これまでの町の成り立ちや地域別の人口動態、地理的特性等を踏まえた、土地利用構想等の将来のまちづくりのあり方に基づく適正配置を実現します。

【基本方針 3】公共施設等の長寿命化の推進

利用状況や老朽化状態から適切な優先順位付けにより、今後も活用していく公共施設等として位置付けるものについては、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進します。これにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

【基本方針 4】民間活力の導入

民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。

2 計画の具体的な取組み

「4つの基本方針」を踏まえ、以下の具体的な取組みにより本計画を推進していきます。

(1) 公共施設等の総保有量の適正化

ア 建築系公共施設

- 保有施設の計画的な廃止、複合化、集約化、用途変更など、施設の保有総量の適正化に取り組めます。
- 施設の新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内(下記「総延床面積の縮減目標」参照)で、費用対効果を考慮して行います。
- 施設の廃止や移転などにより生じる跡地については、原則売却します。施設の運用や売却等で得た収入は基金に積み立てます。

総延床面積の縮減目標

令和43年度(2061年度)までに延床面積を21%縮減

以下の条件より、必要となる投資的経費と確保できる財源の均衡する延床面積縮減率の検証を行いました※(詳細は資料編P86を参照)

- 検 証 対 象 施 設: 建築系公共施設(普通会計)
- 検 証 期 間: 令和4年度(2022年度)からの40年間
- 必要となる投資的経費:
建替え時の延床面積縮減割合に応じて必要となる改修・更新等に係る経費を試算
- 確 保 で き る 財 源:
今後も、これまでの投資的経費(過去10年間の普通建設事業費)に係る財源を確保できると仮定し、さらに延床面積縮減に伴う維持管理・修繕費の削減額を財源化できると仮定

※インフラ系公共施設や公営企業会計における財源不足は考慮していません。

イ インフラ系公共施設

- インフラ系公共施設の整備にあたっては、中長期的な視点から社会情勢や町民ニーズ(防災対応、バリアフリー、環境への配慮など)を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、それぞれの施設の個別施設計画に基づき、必要な整備を計画的に行います。
- 整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい施設とすることで、経済性と合理性を追求します。

(2) 公共施設等の適正配置

- 鋸南町総合計画及び鋸南町国土強靱化地域計画との整合を図りながら、最適な配置検討の基礎となる土地利用構想等のまちづくりの将来像を計画します。
- 地域特性や自然災害の危険性などの地理的特性等を考慮したまちづくりの将来像に基づき、必要な公共サービスを精査した上で、施設の集約化や複合化、移転等の適正配置を実現し、運用の効率化を目指します。
- 建築系公共施設については、さらなる広域連携の可能性を検討し、人件費や維持管理費用の削減を図るほか、借地の解消にも努めます。

(3) 公共施設等の長寿命化の推進

ア 建築系公共施設

- 耐震化を進め、個別施設計画に基づく修繕の実施や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理(予防保全)を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、ライフサイクルコストを削減します。
- 建替え更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の平準化を図ります。

イ インフラ系公共施設

- 道路、河川、上水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。また、防災上主要な施設については耐震化を進めます。
- ライフサイクルコストを考慮し、予防保全の観点に基づく維持管理により、インフラ系公共施設を安全に長持ちさせます。

(4) 民間活力の導入

ア 建築系公共施設

- 官民の役割分担を明確にし、PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理運営に積極的に導入するなど、民間事業者の資金やノウハウを活用したサービス提供や経費削減等を推進します。なかでも、施設の保守点検や警備等については、包括的民間委託発注などの効率的な契約方法の検討を行い、職員人件費の削減や業務の効率化を図ります。

イ インフラ系公共施設

- 研究機関や企業との連携を強化し、ドローンやAIによる点検などの新技術を取り入れ、効率的な維持管理を可能にします。
- PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設整備や管理に導入します。なかでも、清掃や点検、維持補修等については包括的民間委託発注など、効率的な契約方法の検討を行い、職員人件費の削減や業務の効率化を図ります。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

■点検の実施方針

公共施設等の利用者の安全性や利便性を確保するため、各施設の持つ機能や設置環境等に応じて、以下の方針に基づき、現状の適切な把握に努めます。

1. 法令で定められた基準に従い、定期的な点検調査を着実に実施します
2. 建築系公共施設は、施設所管課が施設全体の定期点検を年1回以上実施します
3. 2の実施にあたり、点検シートやマニュアルなど、庁内統一の点検様式を整備します

■診断等の実施方針

施設の点検を着実に実施するとともに、以下の方針に基づき、その経年劣化や損傷度合いを適切に診断し、対策の優先度を判定します。

1. 建築系公共施設の劣化度を定量的に診断するため、評価基準を作成します
2. 各種点検の結果を国の基準や1で作成した基準により評価します
3. 施設カルテ等の導入により評価結果を庁内一元管理し、対策の優先度を判定します

(2) 維持管理・更新等の実施方針

点検・診断等の結果に基づき、損傷が軽微なうちに修繕等を実施する予防保全型の維持管理[※]へ転換し、将来の維持管理・更新等経費の抑制や利用者の安全性の確保、今後とも長期的な利用を目指す建物や設備の長寿命化を図ります。

1. 対策内容や実施時期等を定める個別施設計画を策定し、その内容を実行します
2. 点検・診断等の結果により、適宜、個別施設計画の見直しを図ります

また、令和2年(2020年)10月、国において、令和32年度(2050年度)までに温室効果ガス排出量をゼロとするカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現が宣言されたことを受け、本町の公共施設等の管理においても、さらなる地球温暖化防止への取組みを推進します。

1. 施設更新時には、総保有量/配置適正化の観点から、集約・再編等を検討します
2. 照明のLED化を推進するほか、以下の取組みにより環境負荷低減に貢献します
〈建設廃棄物削減/緑の創出/断熱化/再生可能エネルギーや省エネ設備の導入等〉

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が認められた施設や、用途廃止後に利用見込みのない施設については、以下の対策の実施により、利用者や周辺住民の安全確保に努めます。

1. 各施設への津波浸水想定等の表示のほか、台風前等には安全点検を実施します
2. 用途廃止等により、日常的な利用のない施設を含め、定期的な巡視を実施します
3. 危険性の認められる施設は使用中止等の措置を実施し、優先的な対策を行います
4. 今後とも利用見込みのない施設については、早急に解体や転用等を検討します

表 4-1 安全確保のための点検ポイント

敷地・外構	舗装のひび割れや陥没等の損傷
	マンホールや側溝の蓋の外れや損傷
	門やフェンスの傾き・腐食・変形
建物外部	外壁やひさしの亀裂・浮きによる落下物の危険性
	金属製の手すり・金物の傷みぐらつき
建物内部	高所にあるものの落下の危険性
	避難経路の確保や避難器具、消防設備等の不具合の有無
設備機器	設備機器の変形や異常音・異臭等

参考:学校施設の点検ハンドブック(自治体等女性FM会 平成27年(2015年)12月)

(4) 耐震化の実施方針

本町では、勝山地区の低地部市街地や保田漁港周辺の低地部等といった、主に人が多く居住する区域において、地震時に液状化等の危険性が高くなっています。このため、特に避難所に指定されている建物や、避難/災害復旧のための主要なライフライン等、防災上重要な施設の耐震性の確保・向上に努めます。

1. 耐震性の不明な施設について、耐震診断を実施します
2. 最新の耐震基準への適合及び非構造部材の耐震化のための改修を推進します
3. 地盤の改良や液状化に強い施設整備等によるライフラインの耐震性向上を図ります

(5) 長寿命化の実施方針

本計画の基本方針3『公共施設等の長寿命化の推進』に基づき、長期にわたる安心・安全なサービスの提供及び財政負担の軽減と平準化を図るため、長寿命化による公共施設等の効果的かつ効率的な活用を目指します。ただし、むやみな長寿命化の実施は、将来世代への負担の先送りにもなりかねないため、個別施設計画における対象施設や実施時期等の精査を行います。

1. 人が常時利用する施設は長寿命化の前提となる予防保全型維持管理を徹底します
2. 長寿命化可否の検討にあたっては、専門家による個別詳細な調査を実施します
3. 長寿命化改修を実施する際は、機能向上等による社会的要求への適合を図ります
4. 以下等の場合は、長寿命化の対象外とし、事後保全型維持管理を検討します
 - ・人の常時利用がない施設や、利用率が低く、将来的な需要が見込まれない場合
 - ・劣化の進行度合いにより、更新よりも改修等のコストが大きくなる場合
 - ・施設規模が小さく、予防保全によるコスト縮減効果が限定的である場合

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

高齢化の加速や施設利用者の多様化に伴い、公共施設等においても、社会にバリア(障壁)があることを前提とし、これを取り除く「引き算のデザイン」であるバリアフリー化だけでなく、始めからバリアがなく、誰もが使いやすい設計を目指す「足し算のデザイン」であるユニバーサルデザイン(以下、「U.D.」という。)化を推進します。

1. 施設の改修や更新等の際には U.D.の7原則※を取り入れた設計を検討します
2. U.D.の設計の際には、施設機能ごとに利用者のニーズについて調査を行います
3. 学校や観光施設等の多様な利用者が多数ある施設の U.D.化を優先します

※「原則1:公平な利用」、「原則2:利用における柔軟性」、「原則3:単純で直感的な利用」、「原則4:認知できる情報」、「原則5:失敗に対する寛大さ」、「原則6:少ない身体的努力」、「原則7:接近や利用のためのサイズと空間」

(7) 統合や廃止の推進方針

本計画の基本方針1『公共施設等の総保有量の適正化』及び基本方針2『公共施設等の適正配置』に基づき、将来の維持管理・更新等費用の抑制のため、施設の統合や廃止を推進します。検討にあたっては、将来的な人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化、施設利用状況及び劣化状況等を踏まえ、まちづくりの将来像との整合性も図ります。

1. 第4章4計画の実行(P51)に示す内容に基づき、施設の方向性を検討します
2. 将来的に利活用の見込みのない施設については積極的な統廃合の対象とします
3. 統廃合検討の際は、全庁的な調整及び住民への情報提供や意向調査を実施します
4. 施設規模の縮減にあたっては、必要な住民サービス水準の確保に留意します

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

■ 庁内の体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理の土台となる公共施設等に関するデータの一元管理とともに、全庁的に公共施設等の方向性を検討する体制の構築を目指します。また、維持管理・更新等に関する基準や実施計画等の整備に併せて、施設所管課がそれらを正確に理解し、的確に実行するための意識改革や技術向上を図ります。

1. 固定資産台帳の活用や施設カルテの導入により施設データを一元的に管理します
2. 施設管理担当者間での所管課横断的な情報共有を密に行います
3. 総務企画課を中心として、全庁的に公共施設等の方向性を検討・調整します
4. 職員のマネジメント能力の向上に資する技術的な支援のため、研修等を実施します

■町民や近隣自治体、民間業者との連携

公共施設等の現状や課題に関する町民の理解や、課題解決、今後の施設の方向性検討などについて協働を促進する取組みを推進します。

また、現在提供しているサービスが、公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるのか、民間代替や広域連携等の可能性を含め、本町のあるべき行政サービス水準の検証や、公共施設等と行政サービスの関係について、十分な検討を行います。

1. 施設の方向性検討の際は、町民の理解促進に向け、以下等の取組みを推進します
〈施設維持管理への参画、意見交換会/説明会の開催、施設情報の公開等〉
2. 近隣自治体/民間業者との連携による業務の効率化や行政サービスの向上を図ります
3. 行政評価等の実施により、今後の行政サービスのあり方について検討します

(9) PDCA サイクルの推進方針

本計画の着実な実行のため、施設の方向性検討や数値目標の達成状況等を踏まえ、一定期間ごとに本計画の進捗状況について評価を実施します。評価結果は、計画の改訂や目標値及び取組みの見直しにつなげ、計画の実効性向上に努めます。なお、当面の見直し実施期間は、個別施設計画の策定・更新状況等を踏まえ、適宜判断していきます。

1. 5年ないしは10年の短中期的なサイクルで計画の見直しを行います
2. 進捗が遅れている取組み等の課題を整理し、解決方策を検討します
3. 以下等の内容について、議会報告や町HP等での積極的な情報提供を実施します
〈数値目標や取組みの達成状況に関する評価結果、各施設における取組み状況等〉

4. Action

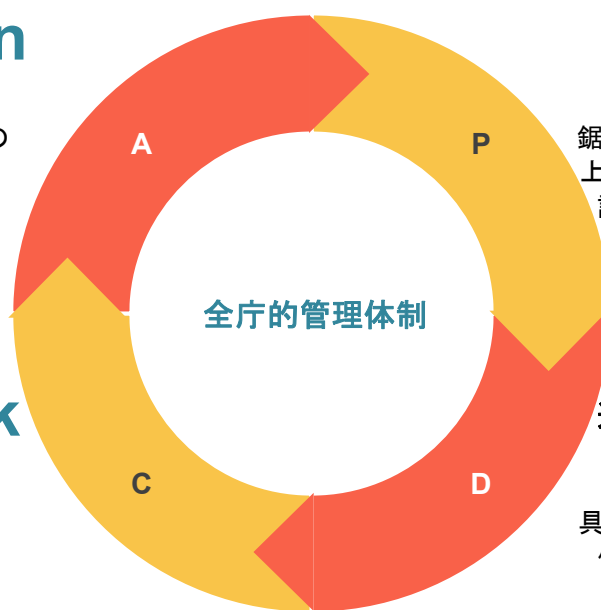
本計画の見直し

評価結果や社会情勢の変化等を踏まえ、取組みの改善を図り、町全体で情報を共有

3. Check

取組みの評価

目標の達成状況や取組みの進捗評価
個別施設計画や施設の方向性を精査



1. Plan

本計画の策定

鋸南町総合計画などの上位計画、各個別施設計画との整合を図り、方針や目標を設定

2. Do

運営・管理の実施

施設の方向性や目標達成のための具体的な取組みを示す
個別施設計画の策定及び各計画に基づく施設運営・管理の実施

4 計画の実行

本計画の推進を円滑にし、実効性のあるものとするため、施設の維持管理を担当する施設所管課と総務企画課とが連携し、次の方策により、実行していくこととします。

(1) 建築系公共施設

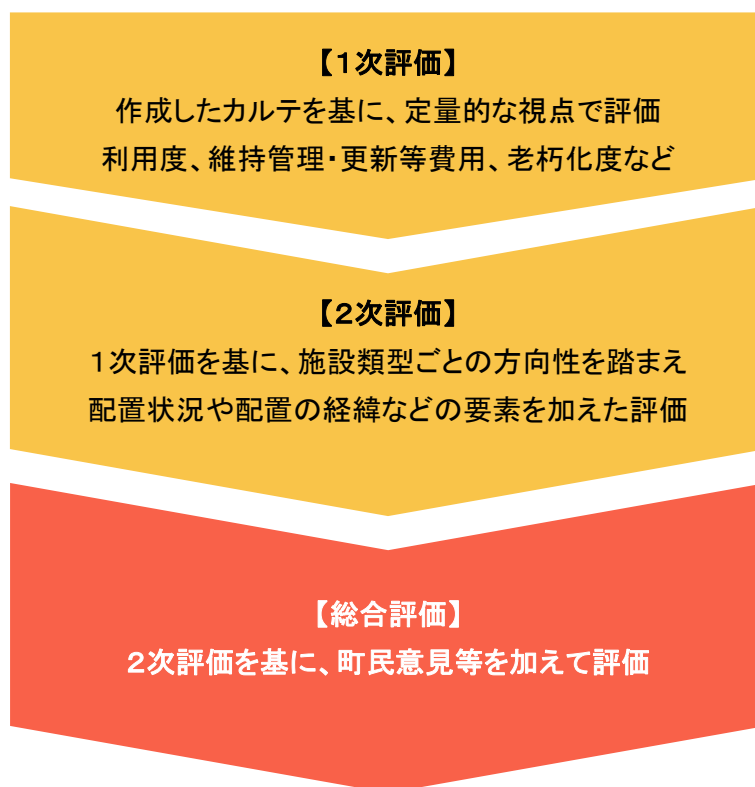
ア 現状把握(総務企画課・施設所管課)

共通の様式により、個別施設ごとに利用度、維持管理・更新等費用、劣化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」の作成及び毎年度の更新を行い、施設評価における基礎的データとして蓄積・活用するとともに、総務企画課において情報の集約を行い、データの一元化・見える化を図ります。

イ 方向性の検討(総務企画課・施設所管課)

教育施設、町営住宅等といった施設類型別に施設の利用度、維持管理・更新等費用、劣化度を分析するとともに、将来的な町民ニーズの予測や政策適合性を加味した施設評価を実施し、各類型の長期的な施設整備の方向性を示します。

(ア) 評価方法



(イ) 評価結果

総合評価結果については、「継続」、「改善」、「用途廃止」、「施設廃止」の4区分とし、結果に応じ、以下の方向性で検討していくこととします。

評価結果	取組の方向性	
	用途面(ソフト面)	施設面(ハード面)
継続	・さらなる機能改善を目指し、効率的かつ効果的な運用を実施	・長期修繕計画等を策定し、予防保全型の考え方に基づき計画的な維持修繕を実施
改善	・利用者増加など、利用状況の改善に向けた改革等の検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を実施 ・積極的な維持管理費の削減を実施	・長期修繕計画等を策定し、予防保全型の考え方に基づき計画的な維持修繕を実施 ・更新時の規模縮小や集約化を検討 ・他用途との複合化、機能改良など、施設の有効活用を検討
用途廃止	・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討 ・近隣自治体との広域連携の可能性を検討	・空いた施設の利活用(他用途への転用、民間への貸付等)を検討
施設廃止	・施設廃止の代わりに、類似民間施設への移転(サービス転化)等を検討 ・近隣自治体との広域連携の可能性を検討	・施設廃止後は、建物を解体 ・施設廃止に伴う跡地は、原則売却し、売却費用を基金等に積み立てる

ウ 個別施設評価に基づく実行(施設所管課)

継続、改善、用途廃止、施設廃止といった評価結果に基づき、中長期的な実施計画を策定し、計画に従った取組みを実行していきます。

エ 数値目標の進捗管理(総務企画課・施設所管課)

令和43年度(2061年度)までに普通会計の建築系公共施設の延床面積21%縮減を達成するため、以下のとおり、達成状況の進捗管理を行います。

- 総務企画課は毎年度の固定資産台帳の整理と同時に、令和2年度(2020年度)末時点を基準として、普通会計の建築系公共施設の延床面積の縮減割合を算出します。進捗状況により、個別施設計画における対策の実施計画を基に、具体的な再編案について全庁的な検討を行います。
- 施設所管課は毎年度、施設の維持管理・更新等費用を施設カルテの様式に整理します。総務企画課は、全施設の維持管理・更新等費用を集約・分析し、数値目標達成時の値と比較し、進捗状況の評価を全庁的に共有します。
- 本計画改訂の際には、縮減した延床面積や維持管理・更新等費用、充当可能な財源等の実績値を反映し、数値目標についても見直しを行います。

(2) インフラ系公共施設

インフラ系公共施設については、原則として、用途転換、施設そのものの廃止が適さないことから、建築系公共施設とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。ただし、個別の施設によっては、サービスの提供が不要となることも予想されるため、一部機能の廃止や簡素化、広域連携等についても検討します。

ア 現状把握(施設所管課)

定期的な点検により、劣化進行等の状態を把握し、評価するとともにデータの蓄積を行い、点検・診断の結果に基づいた短中期の改修・更新等の計画を策定します。

また、広域連携の可能性のある施設については、近隣自治体との積極的な情報共有を図り、その実現について段階的な検討を進めます。

イ 方向性の検討(施設所管課・総務企画課)

道路、河川、上水道といった施設類型ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討します。また、公営企業会計の施設については、事業戦略等による事業の方向性との整合性を図りながら検討を行います。その結果から、土地利用構想やまちづくりの将来像を踏まえ、施設の重要度に応じた個別施設計画を策定し、施設の特性に合った管理水準及び整備の方向性を設定します。

ウ 計画の実施(施設所管課)

個別施設計画において決定した方向性に基づき、施設の整備を進めるとともに、設定した管理水準を維持するために、改修・更新等の計画の対策を実施します。また、補助金等の活用による、適切な財源の確保に努めます。

巡視・修繕等の日常の維持管理については、施設類型を超え、施設所管課が組織横断的な協力体制のもと実施するなど、全庁的な取組みの実施を目指します。また、包括的民間委託などの民間活力の活用や新技術の導入による業務の効率化、維持管理費の削減についても積極的な検討を進めます。

エ 取組みの見直し(施設所管課・総務企画課)

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに、整備の方向性についての目標を再設定し、各計画を着実に実行します。

(3) 「新しい公会計」視点を意識した進行管理

従来の官庁会計は、現金の収支を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設等の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営に係る費用を含めた全ての費用(ライフサイクルコスト)を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。そこで、本計画の運用においては、「地方公会計」の視点、すなわち保有する公共施設等の状況や、施設を用いた行政サービスの提供に係るコストを正確に把握することを意識して、適切に管理していくこととします。

こうした管理により、保有する公共施設等の保有量やコスト構造(維持管理・更新等費用、事業運営費、減価償却費等を含む)を把握することができるため、適切な保有量の調整や、幅広い視点から将来的に必要と予測される費用を把握することが可能となります。

また、こうした公会計情報を整備することにより、公共施設等の運用に係る期待効果を試算しやすくなるため、民間活力の導入可能性を検証することが可能となり、民間企業のような資産管理手法の導入に関するインセンティブとなります。

さらには、施設データの一元管理のため、施設カルテを作成します。施設カルテには、利用状況などによる施設機能評価結果や、維持管理・更新等費用の推移、建物の点検・診断結果や修繕履歴の掲載などが考えられます。この維持管理・更新等費用や修繕履歴の記載にあたっては、固定資産台帳における減価償却費や資本的支出の調査結果を採用する等、効率的な情報の活用を図ります。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設

(1) 学校教育系施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
学校					
小学校	鋸南小学校	6	H20 (2008)	RC	4,998.00
中学校	鋸南中学校	7	H6 (1994)	RC	8,518.00
その他教育系施設					
給食センター	学校給食センター	3	H3 (1991)	RC	707.00

【現状及び課題】

本町の学校施設は、小学校、中学校ともに1校体制となっています。令和3年(2021年)4月1日時点で、小学校は普通学級8学級、特別支援学級4学級、児童数は213人で、中学校は、普通学級6学級、特別支援学級2学級、生徒数は123人となっています。今後は、児童生徒の減少傾向がさらに進み、全学年で単学級となることが予想されます。

小学校は、児童数は減少しているものの、特別支援学級の対象児童の増加により、教室が不足しています。プールは、老朽化により使用できないことから、B&G 海洋センターのプールを活用しています。

中学校は、生徒数の減少に伴い空き教室が見込まれるため、一部を他施設に転用するなど、施設の有効活用を検討する必要があります。一方で、広域避難所として位置付けられている施設であるため、避難所としての機能及び規模の維持を考慮しなければなりません。また、令和元年度(2019年度)から令和3年度(2021年度)にかけて屋上防水の改修を行っていますが、外壁や建具の劣化が進行しており、修繕等の工事も増えてきています。

小中学校の普通教室棟及び特別教室棟への空調設置は完了しており、今後は照明のLED化や中学校のトイレの洋式化等の改修を進めていく必要があります。

学校給食センターは、築30年を経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、今後、外壁や屋上の改修を行う必要があります。また、配管の漏水が認められるなど、設備等についても、毎年修繕を行っている状況です。給食設備の修繕は10年前の点検結果から年次計画をたてて実施しており、ボイラー改修と配管の更新を予定しています。



■管理に関する基本的な方針

現在の学校施設は、教育施設の再編計画に基づき、統合、移転を実施してきたことから、現時点では小中一貫校などの計画は予定していません。ソフト面においては、幼稚園、小学校、中学校での連携を深め、幼小中一貫型連携教育を推進していきます。

ただし、同じ機能を有する施設の集約化や今後の施設のあり方を中長期的な視点をもって検討していきます。このため、計画的な修繕、改修等のほか、日常の維持管理においては、屋上の定期的な清掃を行うなど、施設の長寿命化に努めます。なお、照明のLED化や中学校のトイレの洋式化等についても、改修を進めます。

小学校のプールについては、すでにB&G海洋センターへの機能集約化により使用していないため、跡地の活用について、関係機関との協議を進めます。中学校も、今後、B&G海洋センターのプールを使用することとなりましたが、運動場への散水の水源や防火水槽としての機能は継続することからプール本体は現状を維持していきます。

学校給食センターについては、児童生徒数の減少にあわせて事業や設備規模を縮小してきています。今後、計画的な修繕と改修により長寿命化を図るか、小中学校等への移転も含めて方向性の検討を行います。

施設の方向性決定までは、外壁や屋上の改修による建物の安全性の確保や給食センターとしての設備等の維持が必要であるため、定期的な点検や修繕計画に基づく修繕・改修等に加え、日常の巡視や清掃を行います。



(鋸南小学校)



(鋸南中学校)



(学校給食センター)

(2) 住民文化系施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
集会施設					
集会所	総合センター・コミュニティホール	-	S60 (1985)	S	254.60
	鋸東コミュニティセンター	1	S61 (1986)	W	233.66
公民館	中央公民館	1	S58 (1983)	RC	2,429.67

【現状及び課題】

本町の集会施設は、保田地区に総合センター・コミュニティホール(保田総合センターの複合施設)、山間部の市井原地区に鋸東コミュニティセンター、海岸沿いの中間地点である吉浜に中央公民館が分布しています。

各地区の自治会の拠点としては、それぞれの所有する公民館やコミュニティセンター、集会所等があり、鋸東コミュニティセンターのみが町の所有となっています。管理は自治会に委託していますが、地区の避難所や投票所といった行政的な利用も行っています。鋸東地区は地すべり危険箇所が多く、災害時には孤立しやすい地区であるため、避難所機能は重要となっています。

2つの集会所は、それぞれ貸部屋としての機能がありますが、いずれの施設も利用率は低く、総合センター・コミュニティホールは週2件程度、鋸東コミュニティセンターは、年間で30件程度の利用となっています。また、両施設ともに建物内部の劣化が進んでいます。

中央公民館は、サークルや教室による定期的な利用があり、一日あたり70人前後の利用がありますが、利用可能コマ数に対する稼働率は30%未満であり、さらなる活用の可能性を検討する必要があります。ただし、公民館内の図書室は小中高生の利用もあり、長期休暇時には学習スペースとして活用されるなど、利用率が増加傾向にあります。また、平成29年度(2017年度)には、調理室を改修して子育て広場を開設し、町外からも利用される施設となっています。建物としては、雨漏りが発生しているほか、多目的ホールには特定天井※があり、改修等の対策が必要となっています。また、塩害を受けるほか、津波浸水想定区域内にあるなど、立地条件に課題があります。

■管理に関する基本的な方針

2つの集会所については、周辺地区に自治会それぞれの集会所があり、利用率も極めて低いことから、積極的な統廃合の対象として検討を進めます。

公民館は、立地条件に課題はあるものの、利用率も高いため、社会教育の中心拠点として、今後も施設の長寿命化や防災機能の向上を図り、活用を継続します。このため、令和元年度(2019年度)に実施した長寿命化調査の結果や個別施設計画での改修等の目途に基づき、適切な維持管理に努めます。ただし、施設規模等に対する稼働率には課題が見られるため、新たな施設活用の方法について、検討を進めます。

※ 脱落によって重大な危害を生ずる恐れのある天井で以下の条件を満たすものを言います。
高さ6m超、面積200㎡超、重量2kg/㎡超で、人が日常利用する場所に設置されている吊り天井

(3) 社会教育系施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
博物館等					
資料館	歴史民俗資料館	1	S58 (1983)	RC	483.00
<p>【現状及び課題】</p> <p>本町では、国指定2件、県指定7件、町指定 28 件の指定文化財をはじめとし、数多くの歴史や文化財を保有しています。歴史民俗資料館(菱川師宣記念館)は、菱川師宣の作品、及びその他の文化財や郷土の歴史、民俗、美術工芸、産業等に関する資料の収集、展示、保護・調査を行っています。</p> <p>近年は、一日あたり 30 人前後の入館者があるものの、微減傾向であり、利用の促進を図るための工夫が必要です。</p> <p>建物については、令和元年度(2019 年度)に空調改修と照明の LED 化を完了しましたが、外壁や飾り屋根のビスの劣化が進んでおり、建具については全面的な改修が必要な状態です。</p>					

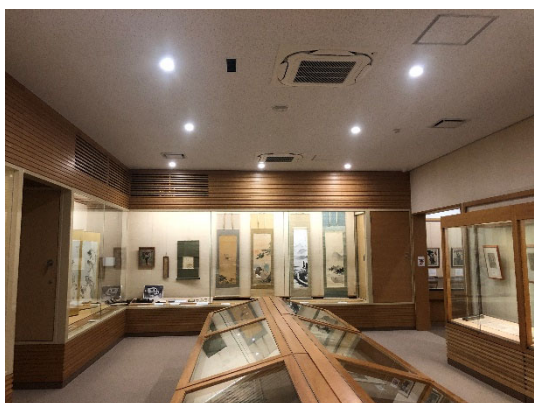


■ 管理に関する基本的な方針

本町の重要な観光資源として位置付け、地域の貴重な文化遺産を積極的に保護するとともに、地域文化振興の拠点として、郷土愛を育むための地域の歴史文化に触れる機会を推進していきます。

また、展示会事業や企画展示の充実を図り、併せて講座や体験を企画するほか、道の駅きよなんと併設されている立地条件を活かし、物産センターと連携するなど、利用率向上のため、さらなる有効活用を目指します。

施設の長寿命化を図るため個別施設計画での改修等の目途に基づき、部分補修の実施計画を策定し、適切な維持管理を実施していきます。



(内観)



(外観)

(4) スポーツ施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
スポーツ施設					
屋内施設	B&G 海洋センター	2	H3 (1991)	RC	2,877.03
屋外施設	大帷子町民運動場	1	S53 (1978)	S	53.00
	岩井袋運動場管理棟	1	S61 (1986)	RC	56.93

【現状及び課題】

本町では、B&G 海洋センターを拠点とし、隣接する岩井袋運動場、小中学校の体育館及びグラウンドの開放、民間施設等との連携推進により、各種スポーツ活動の振興を図っています。

B&G 海洋センターは、プール、体育館、武道場、弓道場のほか、会議室の機能があります。プールは町外からの利用もありますが、全体的な利用件数は減少傾向にあります。また、プールの暖房機は灯油を使用しており、灯油配管が屋根の上を通っているため、危険性が高いと指摘されており、ガス管への改修を検討しています。体育館は令和2年度(2020年度)にリニューアルし、長期休暇には町外からの利用もあり、利用率は安定しています。また、このほかに小中学校の体育館を一般開放しており、バスケットボールやバレーボール、フットサル、剣道といった利用がありますが、教育施設としての利用が優先であることから、事前予約が難しく、利便性が低くなっています。武道場は平日昼間の利用がないほか、弓道場についても、一日あたりの利用者数が1人未満であり、収入があまり見込まれない状態となっています。

大帷子町民運動場は、ゲートボールのメイングラウンドになっており、休憩所兼トイレを設置しています。中学校のグラウンドについても、ゲートボール場としての利用は可能ですが、現在の利用者は大帷子地区周辺の方が多くなっています。また、施設裏手から鉄砲水が流れてくることがあるなど、厳しい立地環境であることもあり、休憩所兼トイレは築年数よりも劣化が激しく、速やかな対策が望まれる状態ですが、改修、建替えの内容や施設規模等については、費用対効果を含めて検証を行う必要があります。

B&G 海洋センターに隣接する岩井袋運動場は野球場となっており、一日あたり10人前後の利用者数となっています。野球団の活動場所としては、このほかに中学校のグラウンド(小学校のグラウンドは遊び場のみ)の開放としています。)を一般開放していますが、現在は町内に野球団がないことから、両施設ともに低い利用率となっています。管理棟は劣化が進んでいるほか、B&G 海洋センターを含めて借地となっており、年間600万円近くの借地料がかかっています。

大帷子運動場、岩井袋運動場及び中学校のグラウンドは、災害時の主要なヘリコプター臨時発着場や仮設住宅設置場所となっており、今後もその機能確保が望まれています。



■管理に関する基本的な方針

学校開放を含めた町内のスポーツ施設は、B&G 海洋センターを中心とし、各施設の持つ機能別の今後の方向性について、町民のニーズを踏まえ、関係機関との検討・協議を行います。特に屋内プールや体育館といった近隣地区に代替施設のない機能については、周辺の合宿施設との連携を図るなど、さらなる利用拡大を目指します。なお、施設規模や配置の適正化に際しては、借地料の削減・解消を含め、近隣自治体や民間の持つ施設との連携を深め、広域利用のある施設としての特性を考慮した検討を行います。また、施設の維持管理についても、業務の効率化や維持管理経費の削減に努めます。

プール機能については、B&G 海洋センターへ小中学校のプール機能を集約化しています。

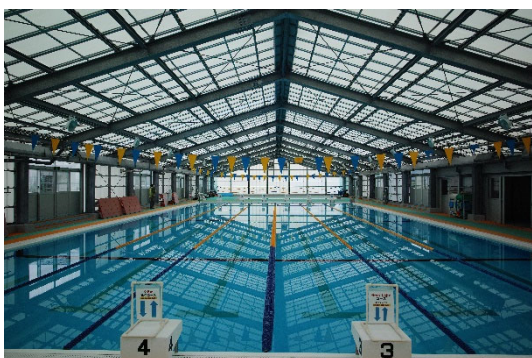
体育館機能については、安定した町内外からの広域な利用があり、避難所施設としても利用されることから、今後も適切な規模や設備を維持するため、B&G 財団の助成金などを活用し、計画的な改修等による長寿命化を図ります。ただし、平日昼間の稼働率が低く、土日の利用団体も減少傾向にあるため、スポーツ団体による専門講師の講話や実践講習会、幅広い世代が参加可能なイベントの開催や地域交流などの積極的な広報活動や、さらなる施設の有効活用による稼働率向上に努めます。

弓道場については、施設更新時期を目途として、今後の利用率を踏まえ、費用対効果を含めた利用料の見直しなど、施設のあり方の検討を行います。

屋外施設の機能については、利用率が極めて低い状態ですが、災害時のヘリポートや仮設住宅の設置など、行政的な機能としても重要な施設となっています。このため、現在はゲートボールや野球といった限られた利用のみとなっていますが、今後は、サッカーやソフトボール等の他の屋外スポーツの利用促進や、地域交流の場としても、多目的の利用に向けた整備、事業実施を検討し、利用率の向上を図ります。

屋外施設の休憩所及びトイレといった施設利用に必要な機能は、今後も維持していく方針です。しかし、既存建物は劣化が進行しているため、建替え時期を目途として、規模縮小による更新、もしくは他施設での機能代替による廃止などを含め、町内スポーツ施設全体の規模及び配置の適正化に関する検討を進めます。

(B&G 海洋センター プール)



(岩井袋運動場)



(5) 産業観光系施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
産業系施設					
産業系施設	農産物加工場	1	S63 (1988)	S	150.00
観光施設					
観光施設	観光物産センター	1	S59 (1984)	W	372.65
	大黒山展望台	1	H1 (1989)	RC	89.00
	都市交流施設・道の駅保田小学校	3	S42 (1967)	RC	3,511.53
	旧鋸南幼稚園	3	H2 (1990)	W	829.00
	バーベキューハウス佐久間小学校	1	H29 (2017)	W	122.52
観光案内所	観光案内所	1	S59 (1984)	W	97.38
	保田駅前観光案内所	1	H12 (2000)	W	48.85
	安房勝山駅前観光案内所	1	H13 (2001)	W	48.77
観光付帯施設	保田中央監視所	1	S62 (1987)	RC	9.72
トイレ	道の駅観光便所	1	S59 (1984)	RC(S)	97.04
	大六監視所・便所・シャワー	1	H3 (1991)	RC	24.60
	保田第一観光便所	1	S63 (1988)	RC	9.93
	元名監視所・便所・シャワー	1	H4 (1992)	RC	27.36
	保田中央観光便所・シャワー	1	H4 (1992)	RC	16.00
	大黒山下観光便所	1	S62 (1987)	RC	7.83

【現状及び課題】

農産物加工場は、本町で生産される農産物を安全で新鮮な加工食品として、生産、消費することにより、農家生活の向上及び地域の活性化を推進するため、農業協同組合により整備され、現在は町の所有となっています。現在は主に味噌の加工に使用されており、利用者は町内全域から集まっていますが、利用件数としては年数回程度となっており、稼働率に課題があります。また、建物にも経年劣化が見られます。

本町の観光事業の中心施設である道の駅保田小学校は、旧小学校を道の駅として平成 27 年(2015 年)に大規模なりニューアル改修を実施し、地元野菜の購入や宿泊のできる施設となっています。年間約 60 万人の観光客が訪れ、宿泊件数も増加傾向にあります。指定管理者制度を導入しており、町の負担する費用については、平成 30 年度(2018 年度)以降、修繕料のみとなっており、利益の基金への積み立ても行っています。校舎棟については、構造躯体の築年数 50 年を経過して

おり、適切な点検及び維持管理・改修等を実施していくことが重要です。現在は、隣接する旧鋸南幼稚園についても、地域経済・地域交流を活性化する新たな賑わいの場として、大規模なリニューアルを予定しています。

道の駅きよなんは、観光案内所、観光物産センター、観光便所の3施設により構成され、いずれも築40年近くで、経年劣化が進行しています。観光案内所の入館者数は一日あたり70人ほどで安定しており、町内テナントにより構成される物産センターの収支についても黒字となっています。ただし、道の駅きよなんは津波浸水想定区域に位置するため、防災対策が必要です。

このほか、市街地の観光拠点として大黒山展望台、駅前観光案内所及び海水浴場施設があります。大黒山展望台は大黒山頂上に整備した鉄筋コンクリート造の展望台ですが、令和元年度(2019年度)の台風により大きな被害を受け、崩れた瓦や内部天井の撤去を行いました。手すりの劣化等も進行していますが、立地の特殊性から修繕や解体にも莫大な費用が掛かる見込みです。駅前観光案内所は、利用の状況からも保田駅前に集約する方針とし、観光協会と協議を進めています。海水浴場設置のトイレについては海水浴場の開設に関わらず、通年で利用可能となっています。監視所機能としては、大六と元名のみを使用しており、保田中央については、設置場所の関係から監視所としての役割を果たすことができず、現在は器材保管庫として活用しています。

山間部の観光拠点としては、旧小学校跡地を活用したバーベキューハウス佐久間小学校があります。平成29年度(2017年度)に新しく整備した施設のため、現時点での建物の状態は良好ですが、利用可能コマ数に対する稼働率は6%ほどとなっており、さらなる広報活動が必要です。



■ 管理に関する基本的な方針

農産物加工場については、干物の加工など、味噌加工以外の活用を検討するとともに、道の駅保田小学校に設置されている同機能の施設との差別化を図り、利用率向上を目指します。

観光施設について、これまでの観光・レクリエーション事業の中心であった夏季海水浴は減衰傾向にあるため、海水浴場の集約化についても検討を行い、海水浴場を廃止する場合は、監視所の倉庫などへの用途転換や、町全体の監視所、トイレ、シャワーの集約化等の検討を進めます。今後は、新たに整備を予定している旧鋸南幼稚園を含めた、道の駅保田小学校等の拠点施設の長寿命化を図るとともに、既存の資源・観光施設を活かし、滞在型の観光を促進していきます。また、山間部等の町内に点在する各観光拠点同士の連携を強化し、町内での回遊性向上を目指します。

道の駅きよなんについては、3施設で一体の道の駅として認定されていますが、近隣観光施設との関係性などから、施設の集約化等も検討します。また、隣接する歴史民俗資料館、中央公民館との関係を活かした施設のさらなる有効活用などについても、産学官民連携により、多様な視点から検討を進めます。

このほか、大黒山展望台は、解体も一つの選択肢とし、費用対効果を考慮しつつ、使用期限についての検討を進めます。駅前観光案内所は、集約化に向けて、観光協会との協議を進めます。また、集約化を実現した場合も、建物は用途転用をして有効活用を図ります。バーベキューハウス佐久間小学校は、隣接する老人福祉センターの天然温泉施設「笑楽の湯」と一体で整備・活用を図り、山間部の活性化に向けた活用を図ります。

(6) 子育て支援施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)
幼稚園・保育園・こども園					
幼稚園	鋸南幼稚園	2	H30 (2018)	S	938.00
保育園	鋸南保育所	1	H21 (2009)	W	495.00
児童施設					
学童保育所	鋸南学童保育所	1	H28 (2016)	S	275.94

【現状及び課題】

本町では、子育て支援施設の再編を図り、平成 30 年度(2018 年度)には、小学校敷地内に幼稚園を移転しました。園児数は年々減少傾向にあり、施設規模には多少の余裕がある状態です。園舎の一室において、幼稚園一時預かり保育所を運営しており、対象児童は減少しているものの、利用希望は微増の傾向となっています。

保育所は、平成 21 年度(2009 年度)に2箇所の保育所を統合し、鋸南保育所のみとなっています。定員 70 人に対し、令和3年(2021 年)4月1日時点で 57 人の乳幼児が入所しており、幼児教育無償化の導入により、入所数は微増傾向にあり、町内の入所対象乳幼児の6割程度が鋸南保育所を利用しています。なお、町内には民間の保育所はありませんが、保護者の勤務地などによって、町外の民間保育所を利用している場合もあります。

学童保育所は、平成 28 年度(2016 年度)に小学校敷地内に移転しました。入所数は、児童数の減少に伴い、微減傾向にあります。また、指導員の確保が難しく、運営形態に課題があります。

いずれの建物にも大きな劣化や不具合はありませんが、施設の集約化により、来訪者及び職員の駐車場が不足しており、近隣地を借上げている状態です。



■管理に関する基本的な方針

子育て支援施設の集約化により、保護者の利便性向上とともに、教育と保育の一体的提供を促進しています。いずれの施設も、適切な点検の実施や計画的な改修等の実施による長寿命化を図りますが、今後の利用率の推移によっては、小学校校舎を含めた施設同士の複合化なども検討します。

運営に課題のある学童保育所は、指導員の安定的確保のため、民間委託による運営を検討します。検討にあたっては、現在のサービス水準の維持、向上に留意します。

また、駐車場不足を解消するよう、適切な用地の確保に努めます。

(7) 保健・福祉施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)
高齢福祉施設					
高齢福祉施設	老人福祉センター	4	S55 (1980)	RC	899.71
保健施設					
保健施設	保健福祉総合センター	1	H10 (1998)	RC	1,288.01
その他社会保健福祉施設					
その他社会保健福祉施設	ボランティアセンター	1	H13 (2001)	S	290.22

【現状及び課題】

老人福祉センターは、建物整備当時はコミュニティ施設として活用されており、現在も2階の貸し部屋は、介護予防教室の開催や老人福祉会の活動に使用しています。また、平成26年度(2014年度)には温泉採掘を行い、町内唯一の天然温泉施設として、町民や観光客のリフレッシュ空間としての役割も持つようになりました。平成30年度(2018年度)には、新たに貸切風呂を整備し、観光拠点としての役割も担っています。施設利用者数のうち95%以上は温泉利用者であり、観光客や近隣キャンプ場の利用者など、町外からの利用が7割程度を占めています。建物は本館外部の劣化状態が激しく、屋上の排水機能が低下しています。また、温泉設備は定期点検を実施していません。

保健福祉総合センターは、集団健診や乳幼児健診を実施しているほか、役場支所としての役割や地域包括支援センターとしての機能も担っています。調理室や集団指導室の貸し部屋も実施していますが、利用率は低い状況です。また、建物や設備の老朽化が急速に進んでいます。

ボランティアセンターは、社会福祉協議会を指定管理者とし、維持管理を行っています。建物は雨漏りが発生しており、早急な対策が必要です。町内団体がボランティア活動で利用しており、一日あたり10人前後の利用があります。このほか、保健福祉総合センターの一部スペースにおいて、デイサービス事業を実施しており、一日あたり20人程度の利用があります。



■ 管理に関する基本的な方針

いずれの施設も、屋上排水部分の定期的な清掃などにより、雨漏り等の劣化進行防止など、適切な維持管理に努めます。老人福祉センターの温泉設備や保健福祉総合センターのデイサービスの浴室設備については、定期点検結果に基づく修繕計画を作成し、計画的な保全に努めます。

老人福祉センターは温泉施設を中心とし、バーベキューハウス佐久間小学校や佐久間ダム公園との連携を深め、山間部の観光拠点としてのさらなる広報活動に努めます。ただし、本館部分は老朽化が進み、老人福祉センターとしての機能が低下してきていることなどから、機能の方向性や町内での配置について、検討を進めます。

保健福祉総合センターについては、保健福祉事業の拠点であるほか、行政機能上も重要な役割を担うため、計画的な改修等を実施し、建物及び設備の長寿命化を図ります。

(8) 行政系施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
庁舎等					
庁舎	本庁舎	5	S57 (1982)	RC	4,142.01
消防施設					
消防詰所	第一分団詰所	2	H7 (1995)	S	418.91
	第二分団詰所	2	S55 (1980)	W	158.71
	第三分団詰所	-	S60 (1985)	S	183.36
	第四分団詰所	1	S57 (1982)	W	140.77
その他行政系施設					
倉庫	地域振興課倉庫	1	H3 (1991)	W	103.68
	谷田倉庫	1	S53 (1978)	W	112.00
	保田倉庫	1	H27 (2015)	W	172.24
その他行政系施設	循環バス車庫	1	H13 (2001)	S	97.48
	保田総合センター	1	S60 (1985)	S	70.00
【現状及び課題】					
<p>本庁舎は、町の行政機能の中核となりますが、新築以降、大規模改修や設備更新を行っておらず、事後保全的な維持管理を行ってきたことから、外部内部ともに経年劣化が進行しています。令和元年度(2019年度)には、建物の長寿命化調査を実施しました。</p> <p>本町の常備消防は、安房郡市広域市町村圏事務組合による安房郡市消防本部の館山消防署管轄の鋸南分署により業務を行っています。一方、非常備消防は、町消防団として4つの分団と本部付き女性消防団で編成されていますが、少子高齢化及び若年層の都市部への流出等により、団員の確保に課題があります。</p> <p>消防団の詰所は分団ごとに1箇所ずつ保有しています。第一分団詰所は、過去の台風被害により解体し、令和3年度(2021年度)に庁舎隣接の現在の建物に移転しました。現在の建物は寄附を受けたもので、1階のピロティ構造部分は訓練等に使用する予定です。また、令和2年度(2020年度)には建物の改修及び車庫の新築を行いました。第二分団詰所は、令和元年度(2019年度)の台風により大きな被害を受け、車庫部分の大規模改修及び詰所部分の建替えを行い、良好な状態です。第三分団詰所は総合センター・コミュニティホールと共に保田総合センター内の複合施設となっていますが、施設規模に空きスペースがある状態です。第四分団詰所は、海岸付近に位置するため、塩害による錆びが多く、大規模改修等の必要な時期が迫っています。また、津波浸水想定区域内でもあり、団員数も減少傾向にあります。</p>					

また、町内には3つの倉庫を保有しているほか、旧佐久間小学校の倉庫も活用しています。谷田浄化槽に隣接する谷田倉庫及び庁舎敷地内に位置する地域振興課倉庫は、経年劣化が進行しています。保田倉庫は、保健福祉総合センターに隣接する敷地内に新しく整備した建物です。

その他の行政系施設には、循環バス車庫及び保田総合センターがあります。循環バス車庫は、町内のコミュニティバスの車庫となっています。鉄骨造であり、傾斜地の下部に立地していることから、湿気などの影響により建物に錆びが出ています。日常の清掃や補修等は職員により対応しています。コミュニティバス事業の運営は民間業者に委託し、平日は一日5便、2路線で運行しています。利用率及び収支バランスに大きな課題がありますが、高齢化の進む中、町内の重要な移動手段となっています。

保田総合センターは、役場支所機能及び周辺地区の集会所として設置され、消防団詰所機能が複合化されました。現在、支所機能は保健福祉総合センターに移転したため、鋸南病院の指定管理者である医療法人の事務所として、1階スペースを貸し出しています。鉄骨造のため、外部の塗装補修や塗り替えが望まれます。



■管理に関する基本的な方針

本庁舎は、令和元年度(2019年度)に実施した長寿命化調査の結果に沿って、屋上防水や外壁の改修、各種設備の更新等の工事計画を作成しています。今後は、計画に基づく適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。また、改修や建替えの際には、役場機能としての必要な施設規模の検証を行い、空きスペースが生じる場合は、民間貸付なども視野に入れ、施設規模縮小を検討します。

今後、消防団員は減少傾向となり、人員の確保が困難となることが予想されるため、機能別団員制度の導入や分団の再編等についても検討します。特に、第三分団は複合施設である保田総合センター及び総合センター・コミュニティホールの利用率が低下しているほか、第四分団は津波浸水想定区域内に位置することから、各建物の更新時期及び消防団の再編検討と併せ、移転や集約化を含めた施設の方向性について、関係機関との協議を進めます。第一分団は鉄筋コンクリート造であることなどから、災害時の拠点として活用を図ります。

町内の倉庫については、全町的に使用できる施設として、他の施設整備に併せて整備を検討し、倉庫の集約化を進めます。既存の倉庫については、建物の更新時期まで適切な維持管理を行います。

循環バス車庫は、外壁の錆びに対する応急処置が望まれますが、全面的な塗り替え等は、費用対効果も含め、適切な対策を検討します。また、湿気や冬場の凍結といった立地条件に課題があるため、バス利用度の高い地区への移転等も視野に入れ、コミュニティバス事業の方向性に合わせた施設整備を行います。移転検討の際には、バスルートの検討も併せて実施します。

保田総合センターについては、複合化している3つの施設のうち、第三分団詰所の機能については建替えを予定しますが、必要な施設規模については、消防団の再編検討等と合わせた検証を行います。

(9) 公営住宅

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
公営住宅					
公営住宅	町営住宅竜島団地	1	S45 (1970)	RC	1,609.45

【現状及び課題】

町営住宅竜島団地は、主に漁業後継者向けに建設された第2種住宅32戸で、現在3戸に入居者がいます。塩害の影響を受けるほか、築52年を経過し、施設の老朽化及び劣化が相当進行しています。また、耐震補強工事も実施困難であることから、危険性の高い状態ですが、解体にも1億円以上の経費が見込まれます。

市街地で、交通の便が良い現在の立地は好ましいものの、津波浸水想定区域内の借地であることなどから、施設の方向性については、現在の入居者及び関連施策との調整を図る必要があります。現在、新たな入居の募集は行っておらず、町営住宅の入居ニーズについての検証が必要です。



■ 管理に関する基本的な方針

現在も入居者がいるため、すぐに解体や移転を行うことは困難です。しかし、公共施設の安全性確保の観点からも、個別施設計画における施設更新時期を目途に、現建物については解体を予定し、落下物の危険性が認められる範囲を立ち入り禁止とするなどの応急処置を実施します。

本町では、遠距離通勤・通学者への交通費支援や地元雇用の場の創出など、若年層や移住者等の定住化促進に向けての取組みを進めています。このため、現建物解体後の建替え及びその規模の検討にあたっては、移住定住者向けとするのかについて、低所得者向けの住宅とするのか、住宅関連助成制度の充実や空き家の活用と合わせ、ニーズの把握や費用対効果の検証など、関係機関との調整、協議を早急に進めます。また、現在の立地における建替えを行う場合は、借地範囲の縮小や防災機能の強化に努めます。



(外観)



(屋上)

(10) 公園

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)
公園施設					
公園施設	佐久間ダム親水公園案内処	1	H18 (2006)	W	49.68
トイレ	お花見広場トイレ	1	H13 (2001)	W	13.78
	水辺広場トイレ	1	H10 (1998)	W	11.52
	都市・農村交流広場トイレ	1	H11 (1999)	W	11.52
	をくづれ水仙郷観光トイレ	1	R1 (2019)	W	12.42

【現状及び課題】

P75 第5章2(7)公園施設に記載のため省略



■管理に関する基本的な方針

P75 第5章2(7)公園施設に記載のため省略

(11) 供給処理施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)
供給処理施設					
供給処理施設	谷田浄化槽	1	S50 (1975)	CB	171.00

【現状及び課題】

P76 第5章2(9)下水道施設に記載のため省略



■管理に関する基本的な方針

P76 第5章2(9)下水道施設に記載のため省略

(12) その他建築系公共施設

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積 (㎡)
その他建築系公共施設					
貸付・暫定利用	旧佐久間小学校	4	S38 (1963)	S	730.19
	旧佐久間幼稚園	1	S31 (1956)	RC	376.00
	大帷子の宿	1	S57 (1982)	W	60.19
	京田団地の宿	1	S50 (1975)	W	38.04

【現状及び課題】

その他建築系公共施設として、4つの普通財産を保有しています。旧学校教育系施設である、旧佐久間小学校及び旧佐久間幼稚園は、同じ敷地にバーベキューハウス佐久間小学校を併設しています。また、大帷子の宿及び京田団地の宿については、寄附を受けた住宅系建物です。

旧佐久間小学校については、校舎の解体後、避難所機能を持つ体育館及び倉庫2棟とプール機械室が残っています。いずれの建物も経年劣化が進行しており、体育館及び機械室については、築60年を経過しようとしています。

旧佐久間幼稚園は1棟貸の施設となっています。内部塗膜の剥がれなど、危険性は低いものの建物全体の劣化が見られ、築66年を経過するため、公共の貸付施設としての安全性確保の観点からも、施設解体についての検討を早急に進める必要があります。

大帷子の宿及び京田団地の宿については、いずれも築40年以上となるほか、現時点での活用可能性は見込まれず、空き家状態となっていることから、早急な対策が必要です。



■ 管理に関する基本的な方針

旧佐久間小学校については、併設するバーベキューハウス佐久間小学校などの山間部の観光拠点との一体エリアとなりますが、建物の劣化状態から、現在の建物については解体を予定し、プール施設を含めた今後の跡地の活用方法、あり方について、早急に計画策定を行います。その際、佐久間地区の避難所の確保に留意します。

旧佐久間幼稚園、大帷子の宿及び京田団地の宿については、速やかな廃止及び解体を計画します。

(13) 地方公営企業(医療施設)

分類	施設名称	棟数	建築年度	構造	延床面積(m ²)
医療系施設					
病院	鋸南病院	4	S53 (1978)	RC	3,402.83
医師住宅	鋸南病院医師住宅1	1	S56 (1981)	W	99.37
	鋸南病院医師住宅2	1	S57 (1982)	W	139.12
	鋸南病院医師住宅3	1	S60 (1985)	W	115.11
	鋸南病院医師住宅4	1	H13 (2001)	W	105.84

【現状及び課題】

本町における医療系施設は、令和3年(2021年)4月1日時点で病院1箇所、一般診療所4箇所、歯科診療所4箇所となっており、鋸南病院は町内唯一の病院となっています。MRI や CT などの高度医療機器を配備し、休日や夜間の救急患者に対する2次救急体制を持つため、町民をはじめとし、診療圏内の住民の基幹医療施設として、重要な役割を担っています。町内の一般診療所については医師の高齢化が進んでおり、今後は施設数の減少が予想されます。

鋸南病院は、平成20年度(2008年度)より指定管理者制度を導入しており、財源不足や医師の確保の課題については改善が見られましたが、依然として医療スタッフの不足が問題となっています。また、法定点検結果等に基づき、適切な維持管理を実施してきましたが、築40年以上を経過し、耐震診断未実施であるほか、津波浸水想定区域内に位置していることなどから、施設の改修や更新等には課題があります。また、駐車場についても不足しており、現在は借地を利用している状態です。

医師住宅については、4棟のうち2棟のみが使用されていますが、立地条件等から利便性に課題のある施設もあります。



■ 管理に関する基本的な方針

鋸南病院は、高齢者への医療や福祉の充実が求められる中、その役割の重要性は非常に高くなっています。ただし、認可病床66床に対して、現在の稼働病床が32床となっていることなどから、休床中の療養型病床の再開に向けて人材確保に努めるとともに、事業規模の見直しも視野に入れながら方向性を検討していきます。

建物については、津波リスクや耐震性が不明であることなどから、長寿命化は実施せずに、必要な施設規模を見極め、移転を含めた整備の検討を行い、医療機器等の充実、医療スタッフの確保など、必要な対策を進めます。

なお、建物の日常的な維持管理については、今後も必要な修繕等を実施し、機能の保持及び安全性の確保に努めます。

医師住宅については、利便性の課題から今後の利用が見込まれないものについては、解体を予定します。

2 インフラ系公共施設

(1) 道路施設

【現状及び課題】

町道の改良率は 30.0%、舗装率 90.2%であり、近隣市とほぼ同様の整備状況となっています。現在は、橋梁やトンネルの補修等を優先していますが、今後も1・2級の幹線道路を中心とした拡幅等の改良工事が必要です。

過去に実施した道路ストック総点検においては、主要道路の路面性状調査及び、道路照明の脱落点検を行いました。路面性状については、緊急性の指摘された箇所の対策は完了しており、照明についても、その健全性が確認されました。道路排水施設が不十分な箇所や舗装の老朽化による損傷箇所はありますが、町民からの苦情は多くなく、職員による目視調査及び補修を実施し、一定水準の整備状況を保っています。

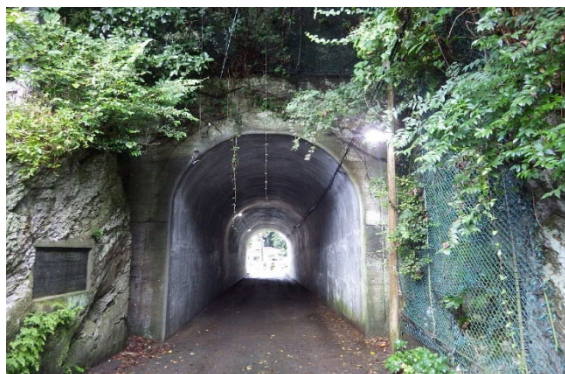
■管理に関する基本的な方針

直近では、個別施設計画を策定した橋梁・トンネルの対策を優先し、道路の新規整備や舗装の打ち換えは予定していません。しかし、今後は道路舗装の劣化も急激に進行することが予想されるため、特に1・2級の幹線道路について、計画的な舗装打ち換えを目指します。その他の路線については、利用者の安全性に配慮しながら、職員による日常の巡視を継続し、現在の整備水準を維持するための補修等を行います。道路照明は、LED化の整備を推進します。

また、町内には海岸沿いを中心に、地震時に液状化の可能性が高い区域や、幅員の狭い区域に木造住宅が密集していることから、主要幹線道路の耐震化や避難道路の拡幅を計画的に実施していきます。



(汐止橋)



(内宿トンネル)

(2) 橋梁

【現状及び課題】

町道の橋梁 73 橋のうち、架設後 50 年以上を経過した高齢化橋は全体の 46.9% (架設年度の不明な 41 橋を除く) を占め、今後も急速に老朽化が進むことが予想されます。このため、本町では平成 24 年度(2012 年度)より「鋸南町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、損傷が深刻化してから大規模な修繕や架替え更新を行う対症的な事後保全型管理から、損傷が進行化する前に計画的に修繕を行う予防保全型管理へ転換し、橋梁の長寿命化及び修繕に係る費用の縮減を図ってきました。

また、本町のコンクリート橋や鋼橋は海岸線に近いことから、塩害による鉄筋の腐食や剥落などが見られます。平成 28 年度(2016 年度)の定期点検では、8 橋で概ね 5 年以内に補修が必要とされる「早期措置段階」の判定となり、その対策が必要な状態です。

■管理に関する基本的な方針

「鋸南町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適切な維持管理を行い、引き続き、施設の長寿命化を目指します。このため、5 年に 1 回の定期点検及び職員による日常の巡視を継続して実施し、状態の把握を行うとともに、総合的な優先順位に基づく計画的な修繕を実施します。また、主要道路の橋梁の耐震化を進めます。なお、長寿命化修繕計画については、5 年ごとに見直しを行います。

原則、架け替えをせずに長寿命化を目指しますが、詳細な調査により、架け替えのコストが小さい場合や構造強度の状態が長寿命化に適さない場合には、架け替えを選択するなど計画の精緻化を図ります。統廃合の難しい施設ですが、今後の人口減少や都市構造の変化に留意し、地区説明会を実施するなど、個々の施設において統廃合の可否を検討していきます。

(3) トンネル

【現状及び課題】

本町では 5 つのトンネルを保有していますが、このうち 3 つは建設から 50 年以上を経過しており、施設の老朽化が進行しています。令和 2 年度(2020 年度)の定期点検では、平成 30 年度(2018 年度)に改修を行った内宿トンネルを除く 4 つのトンネルで「早急に修繕が必要」との結果となりました。

なお、小尾越トンネルについては、排水機能の低下や第三者の通行阻害となる事象の発生があるものの、構造上の危険性は認められなかったため、次回点検までに事象の要因除去を行うこととしました。

■管理に関する基本的な方針

平成 27 年度(2015 年度)に策定した「鋸南町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、予防的な修繕によるトンネルの長寿命化や予算の平準化、維持管理コストの縮減を図っていきます。また、職員による日常の巡視に加え、5 年に 1 回の頻度で定期点検及び計画の更新を行い、さらなる安全の確保に努めます。なお、管理水準は、定期点検による健全度が「早急に修繕が必要」となった段階で対策を実施することとしています。

(4) 農林業施設

【現状及び課題】

本町の農道は、その多くが土地改良区の所有となっており、町管理の農道は2路線のみとなっていますが、周辺の農地はほとんどが耕作放棄地となりつつあります。林道についても、就業者がないことから林業は行われていません。このため、本町の農林道は生活道としての利用が多く、町道等の補完的役割が強くなっています。なお、土地改良区の農道には、国・県の補助事業を活用し、整備の補助を行っています。また、農道橋梁も、その所在から限られた使用となっています。

■管理に関する基本的な方針

農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地は増加しているほか、林業についても、林業地帯のほとんどが地すべり地帯となっているため、新規就業の見込みはありません。このため町有の農林道については、現在の生活道としての役割を鑑み、町道や未利用と判断される場合は廃道とするなど、利用ニーズに合わせた施設の方向性を検討します。現在、舗装や側溝に破損が認められる場合、必要に応じて補修を実施するとともに、地域住民との協働により、除草、清掃等の適切な維持管理に努めます。

なお、林道嶺岡中央3号線については、住宅があるため、計画的な補修工事を実施します。

(5) 漁港施設

【現状及び課題】

本町の漁業経営体数及び漁業就業者は、年々減少傾向にあるほか、高齢化が進み、後継者不足が大きな問題となっています。

町営の漁港は保田と岩井袋の2箇所ですが、保田漁港は完成港ではなく、「水産物供給基盤機能保全事業基本計画」に基づき、臨港道路舗装の打ち換えなど、整備を継続しています。

岩井袋漁港は完成港ですが、水揚げもなく、漁業者も少数です。

漁業組合では、厳しい漁業経営を補てんすることを目的に、商工、観光業などとの複合化による漁業経営の多角化などを進めています。

■管理に関する基本的な方針

保田漁港については、「水産物供給基盤機能保全事業」による施設の整備を行っていますが、今後は高潮対策や耐震基準に適合した施設整備が必要となります。ただし、完成港とする必要があるほか、耐震高波対策事業計画を策定し、改良事業を実施するにあたっては、漁業組合の負担金が発生するため、組合の経営状態改善と合わせて、関係機関との調整・検討を進めます。

岩井袋漁港については、水揚げがないことや船数が減少していることなどから、今後の利用ニーズを考慮し、県営勝山漁港への漁船集約など、漁業者との協議・調整を進めます。

(6) 河川施設

【現状及び課題】

本町の準用河川は、天然河岸であったものが災害復旧により構造物化された後、水道事業や学校建設事業の実施にあたり、管理権限の帰属を主な目的として指定したものです。2本の河川は掘込河道の形状であり、近年に氾濫履歴もないことから、堤防等の整備は行っていません。

普通河川として所有する法定外水路については、海の砂の流入による閉塞が起こるため、年に一回程度、職員による砂の除去を行っています。

■管理に関する基本的な方針

いずれも水防上の危険性は認められないため、災害復旧及び職員による浚渫などによる事後保全の維持管理を行います。ただし、台風の前後など、河岸の崩れにより、周辺住民への危険性が予想される時期には、職員による日常の巡視を実施します。

また、今後の気象の変化などにより、水防上のリスクが高まり、河川の改良が必要となる場合は、その実施について検討を行います。

(7) 公園施設

【現状及び課題】

佐久間ダムは、農業のためのかんがい排水施設として、平成4年(1992年)に完成しました。完成後、平成14年(2002年)まで、県により水環境整備事業が実施され、親水公園が整備されました。本町では、平成15年(2003年)、この佐久間ダム公園の財産(ダム湖面を除く周辺環境)の管理について、県から移管を受けました。これらのベンチや手すりなどの工作物は、全て法定耐用年数を経過しており、職員による日常的な巡視を実施し、安全を確保するとともに、都度必要な対策を実施しています。また、ダム本体及び除草やトイレの清掃については、鋸南町鋸南土地改良区へ管理を委託しています。

本町においては、日本水仙や頼朝桜を中心とした「花まつり」などの観光拠点として、植栽整備を進めています。また、5月1日から11月末まではキャンプ場を開設しており、年間100件ほどの利用があります。

■管理に関する基本的な方針

キャンプ場の収入はありますが、管理委託費や工作物の修繕等により、財源が不足しています。このため、観光客は増加傾向にありますが、現状保持しているトイレや工作物の機能維持を前提とし、新たな機能向上は予定しません。ただし、町の花観光の起点となる施設であることから、官民連携を軸とした景観づくりの事業を拡大していきます。

また、花木が主要な観光となっていますが、今後の利用ニーズの変化によっては、キャンプ場の指定管理者制度導入や、無料休憩所となっている案内処へのカフェスペースの設置など、さらなる収支状況の改善を検討します。

(8) 駐輪場

【現状及び課題】

本町では JR 保田駅前及び安房勝山駅前の2箇所に駐輪場を保有しています。それぞれ 180 台、108 台の駐輪が可能となっています。保田駅前については、令和元年度(2019 年度)の台風被災により、南側の屋根を一部撤去しました。

利用者数のカウントは行っていませんが、通学学生の利用が主となっています。このため、少子化の影響により、近年の利用率は施設規模に対して半分程度と予想されます。

職員により、年に二回の草刈り及び放置自転車撤去を行っており、同時に施設の目視点検を実施しています。施設に錆びが出始めており、利用者の安全性確保の観点から、対策の必要な時期が迫っています。また、広場全体に草が繁茂しており、舗装部の盛り上がり懸念されます。

■管理に関する基本的な方針

鉄道駅の廃止は考えられず、必要な施設であるため今後も機能を維持します。ただし、現在の利用率や今後の人口減少、少子高齢化の予測から、施設更新の際には、規模の縮小及び施設の簡素化について検討します。

現在の施設を少しでも長く使用するため、除草などの日常の維持管理については、今後も継続して実施します。

(9) 下水道施設

【現状及び課題】

谷田浄化槽は、本町唯一の町整備によるし尿処理施設であり、谷田団地居住者を対象として、昭和 49 年(1974 年)3月に設置し、昭和 50 年(1975 年)12 月より供用を開始しています。設置当時は 200 戸 1,000 人槽の使用を想定していましたが、人口の減少と共に利用戸数は減少傾向にあります。利用料収入による維持管理を行っていますが、施設の更新には別途財源の確保が必要です。

また、設置以来 50 年が経過しようとしており、施設の老朽化が顕著です。特に浄化槽本体の上部に設置している構築物の腐食が激しく、周囲への危険性が認められるため、早急に撤去などの対策が必要な状態です。更新にあたっては、環境省の補助金を見込んでいますが、補助対象要件等の精査が必要となります。

■管理に関する基本的な方針

浄化槽本体の更新にあたっては、利用戸数による必要人槽を再精査し、隣接する谷田倉庫敷地を有効活用しての新設及び地中埋設式といった設置形態も検討します。

なお、既存施設の長寿命化による継続利用の可能性も考慮し、構築物の耐久性を向上させた上で、設備機器のみ計画的に更新することも選択肢の一つとします。

また、管路の更新についても、財源の確保と併せた計画的な実施を検討します。

(10) 地方公営企業(上水道施設)

【現状及び課題】

本町の上水道は昭和37年(1962年)10月に給水を開始し、普及率99.7%となっているほか、平成8年度(1996年度)より、南房総広域水道企業団からの受水を開始し、水需要への対応を十分に実施することができています。しかしながら、拡張事業のために借り入れた企業債の償還が必要であることに加え、人口減少及び少子高齢化による料金収入の減少などにより、厳しい財政状況となっています。

上水道施設については、水道管の老朽化による漏水や赤水の発生、耐震化の大幅な遅れを含めた災害対策など、対応すべき課題が積み重なっています。

■管理に関する基本的な方針

平成28年度(2016年度)に策定した「鋸南町水道事業経営戦略」及び平成29年度(2017年度)に策定した「鋸南町水道施設整備計画」に基づき、上水道施設の耐震化や老朽管の高性能耐震管への更新を進めます。特に、石綿セメント管を含めた配水管の更新事業を優先します。耐震化については、病院、広域避難所までの基幹管路を含めた重要管路の改良を優先し、令和8年度(2026年度)までの耐震化率の目標を8%とします。さらには、4基の配水池のうち、第一、第二配水池の耐震化を実施します。また、加圧ポンプ場や浄水場内の各種設備についても、適切な点検、診断に基づき、必要な修繕、改修等を行います。

これらの既存施設に対する対策に加え、災害時の水の確保のため、避難場所等への飲料水兼用型耐震性貯水槽や耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備についても検討を進めます。

また、効率的かつ安定的な経営基盤の確立のため、令和7年(2025年)4月の南房総広域水道事業統合・広域化に向けて、安房地域3市1町及び三芳水道企業団での協議を進めます。さらに、給水原価や南房総広域水道企業団からの受水費の状況を勘案し、適正な料金見直しや水需要の変化に即した施設規模の縮小についても検討します。



(鋸南浄水場 急速ろ過池)

第6章 実行体制の整備

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、総資産量を把握し、情報を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮することが重要です。このため、担当者レベルの情報共有を密接に実施するほか、施設の再編等に係る事項については、総務企画課を中心とし、全庁的な検討を実施していきます。また、PDCA サイクルの推進方針に基づく進行管理を行うとともに、方針の改定や目標について、適宜見直しを行います。

2 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があって初めて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、本計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、本計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても、今後検討を進めます。

3 町民との協働

公共施設等の総量適正化や適正配置の検討にあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、公共施設等に係る事業実施段階に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、共同の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等における行政サービスの有効性についての評価指標となる維持管理費用の状況や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進します。

4 職員の意識改革

全庁的に本計画を推進していくには、職員一人一人が意識を持って取り組んでいく必要があります。公共施設等の現状や本計画の導入意義などを十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、適正配置、予防保全型の維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような町民サービスの向上のため自らが創意工夫を実践していくことが重要です。そのため、研修会等を通じて職員の啓発に努め、所管する施設のあり方やニーズとコストに関する意識の向上に努めていくこととします。

資料編

1 中長期的な経費見込みの試算条件

(1) 建築系公共施設

原則として、「鋸南町公共施設等個別施設計画(令和3年(2021年)3月策定)」における試算条件を準用して試算しました。ただし、「維持管理・修繕」費用については、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の過去5か年の実績平均値(P30表 3-15及びP32表 3-17)のうち、工事費を除く額及び個別施設計画において計画されている部位修繕費用を計上しています。

なお、病院事業会計の試算において、医療設備の「改修」、「更新等」費用については耐用年数等が多様であり、試算が複雑化するため試算対象外としました。

種別		更新単価	更新時期
改修	中規模改修	建替費用の10%相当	・新築年度から15年毎 ※ 大規模改修・長寿命化改修・建替えの各時期と重なる場合は非計上
	大規模改修	建替費用の30%相当	・新築年度から30年目 ※ 建替え時期と重なる場合は非計上
	長寿命化改修	建替費用の40%相当	・新築年度から60年目(RC/S)・45年目(W/CB)に長寿命化改修を実施
更新等	解体+新築(建替え)	施設類型別に設定 ※解体のみの場合は28,000円/㎡(延床面積)	・新築年度から60年目(RC/S)・45年目(W/CB)に建替えを実施 ・長寿命化対象の施設は、新築年度から80年目(RC/S)・60年目(W/CB)に建替え

参考: 鋸南町公共施設等個別施設計画(令和3年(2021年)3月策定)

試算のシナリオ	
自然体の見込み	対策後の見込み
・既存の施設を全て建替えと仮定	・長寿命化可能な施設に長寿命化改修を実施し、建替え時期を延長したと仮定 ・その他の施設については、廃止等を含む保全の方向性を適用

(2) インフラ系公共施設

ア 道路施設

舗装面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量(打換え量)と仮定し、更新単価を乗じることにより「更新等」費用として計上しています。なお、更新年数及び更新単価は下表の設定値を採用しました。ただし、更新単価については、「公共施設等更新費用試算ソフト Ver2.10」の設定値と同じ算定方法で時点更新を行っております。

道路照明灯はそれぞれの整備年度が不明であり、全体に占める費用割合も低いと考えられるため、事後保全的に維持管理するものと位置付け、試算の対象外としました。

「維持管理・修繕」費用は平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の過去5か年の実績平均値(道路照明灯分を含む。)を計上しています。

更新年数	更新単価
15年	6,500円/m ²

参考:道路統計年報2020(全国道路利用者会議)

試算のシナリオ	
自然体の見込み	対策後の見込み
・舗装部分全体を上記の試算条件により更新すると仮定	・1級、2級の主要幹線道路のみを上記の試算条件により計画的に更新すると仮定 ・その他の路線については、過去の道路維持費(2千万円/年)を上限として、事後保全的に修繕を実施すると仮定

イ 橋梁

「鋸南町橋梁長寿命化修繕計画(平成30年(2018年)1月策定)」における試算結果を計上しました。「維持管理・修繕」費用は、当該試算結果のうち「橋梁点検」及び「修繕計画策定」を計上しています。

試算のシナリオ	
自然体の見込み	対策後の見込み
・架け替えシナリオ(平準化前)の試算結果を計上	・予防保全シナリオ(平準化後)の試算結果を計上 ・架け替えを想定しないため、計画に基づく補修等費用は「改修」に計上

ウ トンネル

「鋸南町トンネル長寿命化修繕計画(平成 28 年度(2016 年度)策定)」における試算結果を計上しました。「維持管理・修繕」費用は、当該試算結果のうち「設計」、「点検」及び「修繕計画策定」費用及び平成 28 年度(2016 年度)から令和2年度(2020 年度)の修繕費と勝六トンネルの賃借料の5か年実績平均値を計上しています。

試算のシナリオ	
自然体の見込み	対策後の見込み
・事後保全型の試算結果を計上 ・10 年毎の試算であるため、初年度に当該大規模補修費用を「改修」に計上	・予防保全型の試算結果を計上 ・全面的な更新を実施する施設ではないため、計画に基づく補修等費用は「改修」に計上

エ 漁港施設

保田漁港については、「保田漁港水産物供給基盤機能保全事業基本計画(平成 26 年(2014 年)3月策定)」における試算結果を計上しました。ただし、完成港ではないため、自然体の見込み及び対策後の見込みは同じシナリオとしています。

岩井袋漁港については、「ストックマネジメント計画(令和2年(2020 年)12 月策定)」を策定していますが、水揚げがない等の性質上、日常的な巡視に基づく事後保全的な維持管理を行う施設であるため、試算の対象外としました。

オ 公園施設

公園内の建築物である案内処及びトイレは建築系公共施設として試算しているため、インフラ系公共施設の試算では費用を見込んでいません。工作物の「改修」、「更新等」費用については、耐用年数等が多様であり、試算が複雑化するほか、原則として事後保全的な維持管理としているため試算対象外としました。

「維持管理・修繕」費用は平成 28 年度(2016 年度)から令和2年度(2020 年度)の過去 5か年の実績平均値(土地改良区への委託費を含む。)を計上しています。

カ 駐輪場

駐輪場は駐輪屋根のほか、広場の舗装やベンチといった複数の工作物等により形成される施設であり、更新年数及び更新単価の算定が困難です。このため、安全面の観点から計画的な更新が必要と考えられる駐輪屋根のみを更新することと仮定しました。更新年数は法定耐用年数の45年とし、更新費用は施設整備時の工事費に、解体費用を下記の条件で加算しています。

また、「維持管理・修繕」費用は平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の光熱水費の過去5か年平均値を計上しています。

対象物	解体単価
駐輪屋根	2,500 円/㎡
屋根支柱	8,000 円/本

キ 下水道施設

浄化槽本体及び「維持管理・修繕」に係る費用は建築系公共施設として試算しているため、インフラ系公共施設の試算では費用を見込んでいません。プラント部分(管渠)については、下表の下水道管渠更新単価を採用しました。同ソフトにおける更新年数は50年とされていますが、浄化槽本体の更新予定年度と合わせることとしました。

管径	更新単価	備考
200mm 以下	61 千円/m	更生工法を前提

ク 上水道施設

自然体の見込みにおいては、浄水場の建物について、建築系公共施設の試算条件を準用し、プラント部分(管渠)について、下表の上水道管渠に係る試算条件を採用しました。管渠延長を更新年数で割った延長を1年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じた費用を「更新等」費用として計上しました。

対策後の見込みにおいては、「水道施設整備事業計画(平成29年(2017年)7月策定)」において計画している事業費を計上しました。なお、計画期間完了後は当該計画の更新を予定していますが、本試算においては、現計画における事業費の平均値を計上しています。

「維持管理・修繕」費用については、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)の過去5か年の実績平均値(P32表 3-18)のうち、工事費を除く額を計上しています。

種別	管径	更新年数	更新単価
導水管／送水管	300 mm未満	40 年	100 千円／m
	300～500 mm未満		114 千円／m
配水管	150 mm以下		97 千円／m
	200 mm以下		100 千円／m
	250 mm以下		103 千円／m
	350 mm以下		111 千円／m
	400 mm以下	116 千円／m	

試算のシナリオ	
自然体の見込み	対策後の見込み
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建築物は全て建替えと仮定 ・既存の管渠は全て更新と仮定 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく事業費を上限として維持管理・更新を実施すると仮定

2 総延床面積縮減率(理論値)の検証手法

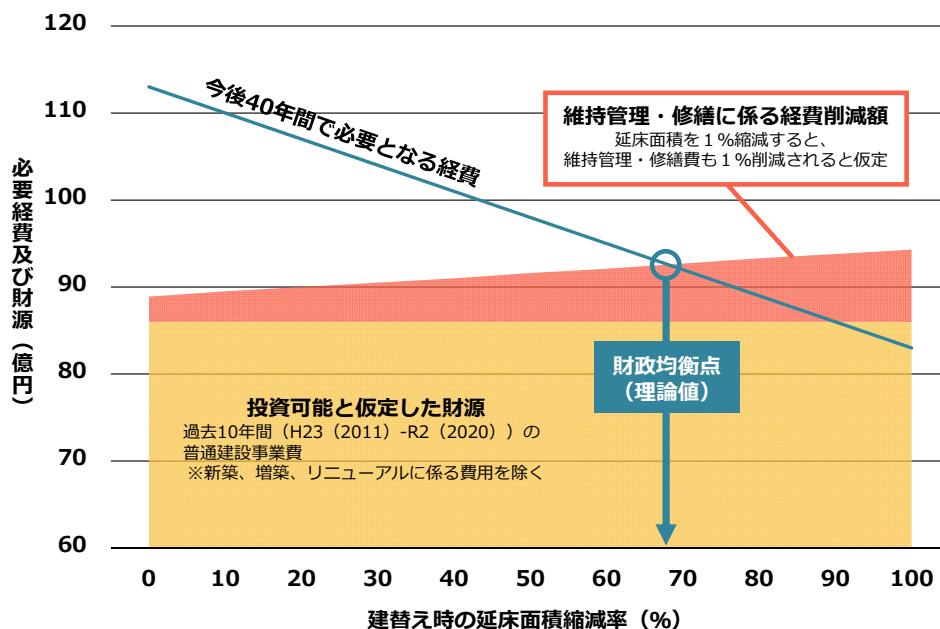
普通会計の建築系公共施設を対象とし、建替え時の更新面積を0%から100%の10%刻みで縮減した場合、今後40年間(令和4年度(2022年度)から令和43年度(2061年度))で必要となる経費の総額と、投資可能な財源とが均衡する面積縮減率を検証しました。

(1) 必要となる経費

- 「鋸南町公共施設等個別施設計画(令和3年(2021年)3月策定)」での長寿命化型の試算条件及び保全の方向性を準用
- 試算期間に建替え時期の到来する建物のうち、1度目の建替えの際にのみ面積縮減を実施と仮定

(2) 財源

- 過去10年間(平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度))の普通建設事業費のうち、対象施設の改修・更新等費用*の年平均相当分約2億円を今後も財源として確保できると仮定
- さらに、建替え時に1%面積縮減をすると、経常的な経費である維持管理・修繕費(P30表 3-15 維持管理・更新等経費の推移(建築系)表 3-15参照)も1%削減され、翌年からその削減額を財源化できると仮定



(図: 財政均衡点算出のイメージ)

※増築、リニューアル、新築の関連費用については、人口減少の傾向等を鑑み、今後も継続して支出されるとは考えにくいいため、当該実績値から差し引いています。

(3) 総延床面積縮減率の算定

必要となる経費の試算では、各施設の保全の方向性のとおり、建替えを予定しない施設（廃止予定施設）については、前ページの図における横軸の建替え時の延床面積縮減率に関わらず、縮減率を100%としています。また、財政均衡点（理論値）は、試算期間に建替え時期の到来する施設の延床面積に対するものとなります。

このため、以下の数式により、保有施設全体の総延床面積に対する面積縮減率を算定しました。

$$\{ \text{廃止予定面積} + (\text{建替え予定面積} \times \text{財政均衡点の縮減率}) \} \div \text{総延床面積} \times 100(\%)$$

(4) 留意事項

普通建設事業費の年平均実績値を投資可能な財源として仮定していますが、将来的な人口減少や少子高齢化の推計等から、今後、公共施設等の維持管理・更新等に係る財源として、同規模の財源を確保できない可能性があります。加えて、第3章5(3) 充当可能な財源見込み(P38)での分析のとおり、財源のほとんどが起債となる可能性が高いため、その償還費にも留意していく必要があります。

また、本検証は長寿命化型の維持管理・更新等を前提としているため、40年間の試算期間に建替え時期の到来する施設に面積縮減の負担が偏ることとなります。このため、建替え時期を早めるなどの戦略的な更新時期の調整などが必要となります。同時に、民間委託や省エネ設備の導入等による維持管理・更新等経費の削減や、施設廃止に伴う跡地売却や補助金の活用等による財源確保を実施することも重要です。今後も、それらの取組みの実績を反映し、短中期的に目標値を見直すことが必要です。

なお、本検証においては、原則として施設そのものの廃止や規模縮小の適さないインフラ系公共施設の財源不足については検討対象としていないため、建築系公共施設の面積縮減だけに頼らない多様な取組みを、本町の公共施設等全体で進めていく必要があります。

鋸南町公共施設等総合管理計画

発行年月／平成29年(2017年)3月

改訂年月／令和4年(2022年)3月

発行／鋸南町

編集／鋸南町 総務企画課

〒299-2192

千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458番地

電話 0470-55-4801(直通)

FAX 0470-55-1342